

式万八千拾八両式歩二朱と錢七拾二文

右は此節御取寄相成候八拾九挺之代金、又は筒之重さに随ひ、此方にて外に八拾九挺を新に御鑄立相成候賦は、比較相建候得は、差曳書之通、御鑄立方は大に御損耗に相成、御買入之方御良策と奉存候、尤大小砲共に元來蜜來之ものに御座候得は、其製作等此方にて何程精力を尽し候共、器械ハ不揃、中々近年中西洋製之様に、手涯方十分に出来いたし候儀は、迎も無覺束、細工十分に候得は、隨て命中も可宜哉、又只今之御仕掛にて、一ヶ年に二拾四封度以上之大砲拾式挺つゝ出来相成候儀は、実以無覺束、漸五六挺程つゝにも可有之哉、夫迎も甚難涉に可有御座候、其通にては方今之世態、御手当向間後れ相成、決して不相濟訳、殊に八拾九挺を被備候は、七八年之星霜を経不申候ては、相調申間敷哉、御損益は扱置、即今急拠之御用弁專一に御座候間、旁以此節之様、御注文相成候方に御一決有御座度、左候得は第一に良器、第二に急達、第三に下直、第四に無多事(乏しきの方言)銅地金を不費、此等之御益有之候付、此方にて不手馴之工人共江、器械も不揃之事に、鑄造續

開等人力を以爲致候てハ、御費は勿論的中も宜ヶ間敷、いづれも御不益と奉存候、因て此方にて御鑄立相成候付ては、鑄鉄砲は迎も出来申間敷、いづれ銅製に可被仰付候間、右之銅を以新錢鑄立被仰付候得は、御益分莫大に有之、実に不容易事と奉存候間、爲御見合左に算計相建申上候、左候て左之御益分を以、此末猶又四百挺程も御注文相成候ハ、右の代銀は出来錢等を以、如何様にもいたし、御払相成候様有御座度、尤此節之八拾九挺に、今四百挺も御取寄相成候ハ、神瀬并赤水辺其他之砲台は、御充実にも可有御座候、左様に御備り有之候ハ、渠之侵來を相待候勢に可罷成哉、其時こそ特吾有所不可攻之御備と奉存候、

一銅地金五拾壹万四千七百八拾六斤程

代錢六拾一万七千七百四拾三貫式百文

但壹斤に付壹貫式百文つゝ

金にして六万八千六百三拾八両二朱と錢七拾二文

但大砲八拾九挺を、此方にて追々御鑄立之賦にいたし、大凡地かね右通入用有之算当に御座候、此度御買入之砲銅製ならば、本行之通入

用相成、鉄製ならば少々相減可申候、此地金を鑄錢地金に組合候得は、左之斤高相交申候、

附箋

「本文に付、銅砲は砲之皮薄く御座候故、重さも相減し申候、此度御取入之砲、鉄砲欵之儀も聡とは承得不申候付、至極大概賦にて、地かねの入目算計仕候、将又本文は、地かね之代料迄には、手間雑用等は全く相除き申候、今以相成之御入用可有之と奉存候」

一 錫拾万二千九百五拾七斤二合

但 壹斤に付六百四拾八文つゝ

代錢六万六千九百貳拾二貫百七拾七文

一 鉛丹五万四千四百七拾八斤六合

但 壹斤に付五百文つゝ

代錢二万五千七百三拾九貫三百文

一 伊予白目拾万二千九百五拾七斤二合

但 壹斤に付三百四拾八文つゝ

代錢三万六千三拾五貫拾九文

合錢七拾四万六千四百三拾九貫七百文

金にして八万貳千九百三拾七兩二步三朱と錢五百拾貳文

合組合地金七拾七万貳千七百七拾九斤

一 組合地金七拾七万二千七百七拾九斤程

目方にして拾二万三千五百四拾八貫六百四拾目

出来錢二千五拾九万四千四百四拾枚

壹枚に付重さ六匁平し

壹枚に付百貳拾四文通用

錢にして貳百五拾七万三千九百三拾貫文

金にして貳拾八万五千九百九拾二兩三朱と錢三

百拾貳文

前文地金代

錢七拾四万六千四百三拾九貫七百文

金にして八万二千九百三拾七兩二步三朱と錢五

百拾二文

差引

錢百八拾二万七千四百九拾貫三百文

金にして貳拾万三千五拾四兩一步三朱と錢三百

六拾文

但此二拾万三千五拾四兩余之金を以、たとへ

ば此度御注文相成候直成通之大砲御取入相成候得は、四百四拾五挺余ハ被買候算当に御座候、其時代金拾九万七千四百九拾七兩二歩程之金高に相及、差引残り五千三百五拾六兩三步三朱之過上に御座候、

附箋

「本文之処江、此節鑄造被仰付候半朱も、此四分一程鑄立候得は、猶又金高相増申候」

右通之算当相建候付、私關係之儀にも無御座、別て踰等之至、忌諱に触候事とは奉存候得共、愚考仕候に、此方にて追々御鑄立之儀は、余り過分には不被仰付、四五挺位も程克被仰付、其余は此節之如く、夷国江御注文相成候方、別て御弁利と奉存候、尤右差引御利潤と相記し候金子にても、莫大之事に御座候間、たとへば此度御取寄之他に、四百挺も御取寄相成度、尤前に申上候通、兎角御手当不相成候て不叶品に御座候間、内海文けは御充分に可有御座哉、其時代金は八拾九挺を、此方にて銅製に被仰付候場に、右地金を以新錢種々鑄立候得は、四百四拾五挺程は、必定被買可申哉と奉存候、何卒即今御予定相成、

早々御注文相成、地金之儀は追々調達次第、鑄錢方江被相渡儀と奉存候、右は御趣向を被替候迄にて、御手当向相整候訳に御座候間、断然御注文有御座度、尤当分之仕掛にて、何程御差急き御座候共、式拾四封度以上之砲四百挺も相備候儀は、纏て式拾年之星霜を待不申候ては、出来仕間敷、即今之向にては、近々侵来も難計御座候付、片時も迅速御手当有御座度、此度之戦争は、式百五拾年来初て之軍、殊に夷狄と之取合は、未曾有之事御座候得は、泰平之化に浴し、生長いたし候士氣にてハ、誠に無比肩御勝利、実に御高德之致す所と、勿論御旧国之士氣難有次第と奉存候、如此無比類勇壯之士に良器を与へ、戦ハしめ候ハ、恐らくハ五大州中透逸之御兵勢と奉存候、此度ハ別て庵陋可也之器械取合せ仕事、同然にてさへ夷艦相応に被挫候、況良器御備りに相成候ハ、少しも可恐事に無御座候、且追々過分御鑄立之賦にて、梵鐘・仏具其他御取揚相成付ては、全く御取止めと申しては、人氣にも關係可仕候間、矢張当分之通にて、余り急速に不被仰付、五六挺程も徐々御鑄立之御都合に御内決被成置、御注文は迅速に御

取計有之、人氣廢弛不仕様、御所置第一と奉存候、

附箋

「本文に付、たとへハ此涯四百挺御取寄之賦にいたし、当分通商之各国江、いつれも御注文相成可然哉、尤英・佛・米等之国にては、鑄造局盛大にて、常に多く之鑄製いたし、盟約を結候国々えハ壳渡候由にも承及申候、就中英国には良器を出し候由御座候、此節柄如何敷候得共、御注文相成候は、相否之御儀は有之間敷哉」

一乍序存付候俣申上候、大砲之儀も大小玉目不同に御座候ては、実場に臨混雜仕、此度も銃薬方にて、装薬入付等甚紛雜之由御座候間、以来御鑄造又は御取寄之筒は、台場にハ式拾四封度・三拾六封度・六拾封度・八拾封度・百封度・百五拾封度六式に御決定被成、陸戦砲は三封度・六封度・拾式封度・拾八封度・式拾四封度之五式、船舶も右之種類に御決定被成置候ハ、彈薬御備に付、御弁利と奉存候間、猶又石川確太郎等江吟味被仰付、御注文に相成度御事と奉存候、

一小銃之儀も、銃隊は素より、大砲打手又は什長・伍

長其他之諸役者も、是非携帯不致候てハ、陸戦接撃之場に相成、必要に御座候間、是以良器御備相成度、就ては御物にて製作被仰付、甲冑申受、同様之向を以て直易（直安のこと）に申受、被仰付候ハ、不年に充分御備り可相成哉、尤軍器は生命と共に致し候品に御座候間、人々良器相携候様、御趣法被召建度、甲冑之儀は、是迄製作いたし候ものも不少候得共、

此度の戦争に帶し候人は、実場に相成り拔捨、肩腰拔等にて相働き、弥無用之ものと相決し候由、且小銃も玉目多端不同に御座候ては、玉薬渡方等混雜仕候付、以来は八匁・六匁位之式式に御治定相成、張調方被仰付度、於其儀は一ヶ年に金五万兩程も、全く其方に御宛行相成、たとへは毛挺五兩程にて、台機迄丈夫に出来、夫を金式歩位に申請被仰付候得は、年中に四万五千兩之御出捨りに相成、五千兩之返りに相成申候、左候得は諸士江御救助に被出候も同然にて、夫を以御国役相動、御実儀に取候て、御良法と奉存候、当時御不繰合にハ可被為在候得共、難被差置御国役に御座候間、早々御手を被召付度、尤御用途之儀は、鑄錢方にて以来は一日に凡そ四千兩程

は、是非鑄立候内議も仕置候に付、一ヶ月には拾式万両之出来高、其時御入目ハ四万両内外に可有御座候、跡八万両は全御益潤に有之、巷ヶ年にハ、御利益九拾六万両程に相及賦に御座候間、諸士江三四万兩位御救助被出候場に相当り可申候、尤繰合に差障候程にハ、決て被及間敷哉、左候得ハ五ヶ年には、凡五万挺之小銃相備り候賦に御座候、

一先年御出来相成候本込み之ライフルと申筒は、第一遠撃に利用多く、装薬発放も迅速に有之、

御将基（床凡の仮字）廻等、親衛之御備にハ不可欠ものと奉存候、

御先代様（斉彬公を指す）にも、右之銃御出来、御參勤御持せ之御趣向も被為在候間、此度猶又御吟味之上右之筒御出来相成度、此銃は元来亜米利加發明にて、今より拾年程後、アメリカには右之銃式拾挺備之人數にて、トルコ之銃隊四拾人を破り、其後はアメリカ四拾人之人數にて、トルコ之百式拾人之備を破り候事共、右銃試験説に、詳に相見得居申候、如此小勢を以て、多勢を押し候ハ、実に利器之訳に可有御座候間、御将基廻り等には、御必要之もの欵

と奉存候、打方之儀も、夫々法則も可有御座候間、熟練いたし候様有之度奉存候、

一陸戦砲も、当分御出来相成居候式封度位にては、決て実用には難相立御座候半、大砲と唱候もの、いつも遠撃を主とし、多勢を押し候為之ものに可有御座候間、以来新に御鑄立相成候砲は、

御先代様御下知にて、鑄立相成居候式拾四封度之長忽砲、其外拾式封度・六封度・三封度迄之輕砲、或は野戦輕砲・重砲、山野砲等、四式位に御出来有之、夫々時宜に應し、可用場に随ひ、御備可相成様、兼て御手当有御座度愚考仕候に、此度祇園洲にて、夷船乗据候節は、台場砲は最早放発不相調様相損居候よし、其折式拾四封長忽砲、或は拾式封度位之重砲啻・式挺守衛人數に相備居候ハ、必定充分に打挫可申時宜欵と奉存候、右通之儀追々御手当無御座候てハ不相濟儀と奉存候、將又當時之人氣に輕便のみを論し、利用之多寡優劣を論し不申様にも承及申候、其通にては、此度之如き場合にて、実に扼腕切齒之外ハ有間敷哉、且又たとへハ、敵は運転不弁利なから、式拾四封度位之遠撃、玉利等宜き砲を備へ、味

方は輕弁袴式封度位を以対し候てハ、看々勝を得難き儀も果して可有御座哉、実に器械無敵ものハ、勝とも承及申候、將又螺旋スクリューカノン此度五拾挺程も、急速御出来相成候様、奉仰願所に御座候、

右愚考之趣、踰越之至御座候得共、書記し申上候、以上、

亥九月

市來正右衛門

此一冊ハ、文久三年癸亥九月奉呈す、則前之濱に在いて英国と戰爭後なり、

全年十二月廿九日、途次太宰府に詣て宿泊中、我汽船下の關田ノ浦青濱沖に於て、十二月二十六日の夜、長人の為に撃沈せられ、旧友宇宿彦右衛門・兒玉勇之助等、総員二十二名死したるを聞くや、直に走て筑前福岡に到り、吏人吉永源八郎に面接して、事実を確め、又走て小倉に至り、村上銀右衛門の宅に到る、本藩出張監察土持平八(後佐平太)に會し、其の事情を問ふ、同氏策なきを語る、予大に其の怠慢を非とし、強て伴ひて下の關に到り、長州の吏粟屋増太郎・金子藪其の他六名に面接し、砲撃の顛末を質問すること數刻、此の時彼は武器を携へ、兵卒數十名を卒ひ來りて、旅店

の周圍を徘徊して、暗に威喝を放ふ、予ハ泰然一小刀を帶ふるのミにて談論す、其乃論談の要に曰く、攘夷の詔下れりと雖も、全国未た布達なし、次に外夷へ未た宣告もなし、然るに異状の船なりとて、一往の談判もなく、剩へ今や日本にも異国形の船舶多し、其標旗をも認めず砲撃する、之を違法或は暴と謂はずして何そや、加之砲撃後數日、何たる通告なし、僕か質問に對して謝せらるゝは、遁辭と云はずして何んそや、且聞く処に憑れば、砲撃して後、兵士數十名沈没船の場に到り、勝声を揚げたりと、其挙動暴と謂はずして何んそや、兵隊妄りに砲撃せり云々、兵制の規律なき將校の過誤と謂はずして何んそや、攘夷の布達なき内には、仮令夷船なりと確認せらるも、一往の談判もなく、砲撃すへきにあらず、朝廷の御趣意斯く暴なるにあらざるや明なり云々と、彼終に辞屈し、切に暴挙の過を謝す、予其過謝を受けず、啻に其始末を聞き上京、大隅守(久光公)へ告んのみ、謝詞あらは特使を以てせらるへしと答へ、天明に至り、再び小倉に帰り、土持と別れて、直に上京の途に就き、途に奈良原幸五郎(繁)數人、事情探訪の爲め下坂するに遇ふ、予其事

由を語る、同人下坂の要なしとて途より返る、予二本松の邸に至り、困老小松帯力・御側役中山中左衛門・大久保一藏に其顛末を告ぐ、尚久光公に謁し、其事由を言上す、公予か談論を嘉賞し玉へり、

因、此時邸中の兵士等、長人の所為を憤り、物論沸騰、兵を挙て其罪を問はんと急り、出兵の予備既に整頓し、探報の一信を俟つの際なりし故、朝廷・幕府も大に其措置を患ひ、暫時出兵を止め玉ひし時機なりき、然るに長藩は、暴撃を謝するの意あるを告げしを以て、人心少しく鎮静したり、朝・幕共に私戦を止めらるゝこと再三なり、長州は予か下ノ關を去るの後、使者を鹿兒島に送り、又大阪にも出したる、大阪にては幕吏に依頼し、罪を謝せり、其詞に曰く、全く夷船と誤認し、殊に当日海上濛霧、旗章弁せざる等を以てす、幕吏詰責して曰く、外国船なるに於ても、妄に砲撃するは何そや、攘夷鎖港の内議ありと雖も未だ期限布達せられしに非らず、其実全く私怨（文久二年四月、寺田屋事件或は大原卿・久光公東下の際、毛利侯中仙道に迂回上京、其他悪感情数件あり）に出たるならんと、其の他種々長州か、朝・幕の間

に私怨を含みしに出たるを、詰責したりとなむ、長州の使者語塞れりと云ふ、尋て幕府は本藩に諭達して曰く、全く私怨に外なし、斯事のみならず渠の放縱からず、故に其罪糾さるるを得ず、暴撃の一事を以て、一藩の兵を挙ること勿れ、不日問罪の師発表あるへしと、茲を以て我一藩問罪の拳を止めたり、後幕府密命を二十一藩に下し、長州征討の師を募る、本藩も其一に居る、直に飛檄を以て、軍備を鹿兒島に伝へ、出軍の期を俟たしむ、各藩も咸な同し（其奉命の藩、芸州・備州・因州・土州・讃州・高松・阿州・宇和島・筑前福岡・肥後熊本・筑後久留米・同柳川・豊後岡・豊前小倉・石州浜田・播州姫路・紀州・尾州等の数候なり、本藩は三千の精兵を募られたり）

市來四郎君自叙伝（附録）

八

因、予か生涯の間、生死の境に出入したること五回に及へり、一に琉球渡航中、七島洋の難船、纒かに天幸を得て覆没を免かる、二に琉球に於て、仏人に對し軍艦購入契約申込の際、自殺を覚悟したり、三に前ノ濱に於て英国と戦争の際、砲丸の破裂、九死

に一生を得たり、四に下ノ關に於て長人と談判の際、
壯士の兇刃を免かる、五に丁丑擾乱の際、暴徒の横
害を免かれたり、以上の事実ハ、一朝一夕に悉くす
を得ず、他日更に詳述するの期あらん、

(史伝) 文久三年三月四日を始め、再三將軍家茂公参
内、従前の如く政事を委任せらる、専ら攘夷の策を
議せらると云ふ、久光公も在京なり、当時在京諸侯
ハ、長州侯・土州侯・熊本侯・阿州侯・岡山侯・廣
島侯・宇和島侯・鳥取侯・福井侯・一橋刑部卿等な
り、阿州侯ハ海陸軍務總裁を奉命せらる、長州侯ハ
参議に任せられたり、是より先き金一万兩を朝廷に
獻せられしを、賞せられたるなりと評説したり、
同年三月二十一日、松平春嶽公故あつて総裁職辞表
を捧げ、卒然京師を去つて帰国せらる、尋て其の職
を罷め逼塞を命せらる、是より数日前、久光公も上
書して納れられず帰国せらる、物議囂々人心恟々、
浪士公卿の間に強要し、攘夷の説日に熾なり、是れ
全く各藩浪士の為す処にして、長人之れか後援たり、
当時長人の首魁久坂玄瑞・木戸孝允等の諸士、自説
の行ハれざるハ、全く薩人の所為と認め、離間の策

を放ち、朝廷の御意思を撓めたるを以て、薩の説行
ハれざるに至れるなりと伝へたり、又越前・會津ハ
佐幕論にして、嘗に幕府の命令之れ従ふも、又た朝
廷あるを知れりと謂ひ、土州ハ独立して王家を輔く
の意思あるも、事変術に涉りて、頼るへからざる
もの多し、紀・尾二藩ハ因循氣力なし、水戸ハ國中
騷擾、人物ありと雖とも天下の事に与かるの暇なし、
仙臺は大藩として怯弱、佐賀ハ中立勢のいつれに帰
するを窺ふものゝ如し、熊本ハ佐幕の外なし、今や
全国大中藩の中、真に国事を憂ふるハ、僅に三藩に
過ぎず、長州の如きは権略之れ貴み、幕府を倒し己
れ掌握の底心ありと評論して、交々是非するの勢な
りき、

当時京坂の物情紛紜、幕令行ハれず、各藩恣に外人
と交通し、大小砲汽船を購求し、或は金銀錢貨を鑄
造する等、幕威日々に衰ふ、是より先長州人ハ少壯
過激の徒を指嗾し、或は朝臣に結び、薩・會の二藩
を疾視すること讎敵の如し、或は討幕の議を起し、
人心を煽動せり、当時會藩ハ、本藩と連盟協力する
処ありしに、長人の内脱藩浪士の輩と結び、各藩士

を煽動し、會・薩兩藩を離間せんことを謀り、讒誣百端、朝議を動かさんとす、茲を以て本藩壯年有志の徒は、忿懣措くこと能はず、遂に怨を姉小路侍從（公知）に移して、之を暗殺するに至れり、朝命嚴なり、幕府藩士仁禮平助（景範）・田中新兵衛等を町奉行に召し、糺弾する所あり、田中訊問に先ちて、奉行所の玄關敷台に自刃す、高崎左太郎（正風）等奉行に至り、弁疏する所あり、幕吏之を釋す、此の時朝幕の内議に、藩士に疑議あるも、檢究反て藪を探して蛇を出すの禍あらんことを慮り、嚴糾を熄めたりと評せり、然れとも朝議譴責、本藩禁門守衛を解かる、藩士の憤悶益々募り、會津人と結び長人を嫉む、七月十八日藩士高崎左太郎（正風）・奈良原幸五郎（繁）等朝旨を密探し、深く決する所あり、大和行幸を止め、長人の禁門守衛を解かれんことを建言し、朝廷之れを容納あり、長人を追はる三條中納言（實美）を始め七卿西走あり、終に長人と隙を構ふこと益々深く、本年に及び禁關砲撃の変乱を醸せり、藩兵會津其の他諸藩兵と俱に、之れを撃退したるなり、本藩は直に進撃、其の巢窟を屠るの議を建るも、朝・

幕の議因循、軍機を逸し終に時期を失ふに至れり、三十七歳、元治元年甲子三月日（未詳）、特旨を以て金百兩を賜ふ、帰國に臨み（五月二十四日）又百五十兩を賜ふ、在京中種々尽力せしを賞せられしなり、予は滯京を命せられ、居ること百余日、其の間糧米買入のこゝを奉命す、大久保一藏伝達す、藝州の国老辻将曹・野村佐兵衛等に謀り、現米一万石を大坂に購ひ、直に得て京都・大坂の二邸に貯ふ、其価金八天保通宝を以てす、当時米穀欠乏、価直騰貴、一石の現米殆んと五兩内外に上れり、

因、当時京坂の間は、大小の諸侯充滿し、中にも京・伏の間ハ、各藩の士人を以て充たされたり、以前は洛中帯刀の人を見るハ、稀なりしと謂ひしか、今ハ帯劍の人のみ、加之士人ハ鉄扇を携へ、或は銃を携へ、陣笠半首を着し、九門の固めは各藩大小砲を備へ、実に非常の形勢にて、幕吏は兵隊を率ひ往來せり、正月二十一日、將軍家茂公、一橋中納言・會津中将以下四十八侯を従へて参朝せらる、先公の遺囑茲に起る、然れとも時機甚た後れたるか故に、心ある者は慷慨極れり、久光公も陪従せらる、従四位少將大

隅守に叙任せられ、朝政参与を拜せられたり、二月十八日、久光公摂海防禦を蔽にせんことを上言せられ、大砲十二門を獻せらる、幕府、藩士肥後七左衛門等を雇ひ、大坂天保山、其の他堺各所に砲台を築造す、

(史臣) 元治元年正月十五日、將軍家茂公再び上京、二條城に入る、五月七日京師を發し、全月二十日大坂より海路江戸に帰らる、

同年四月、水戸封内騷擾、藩士武田耕雲齋・藤田小四郎・田丸稻之右衛門等其巨魁たり、是より月を重ね、常・野の間に戦争あり、幕府兵を出して之を討つ、関東大に乱る、

全年四月日(未詳)、京師に於て藝州に赴くへき旨を奉す、然して後長崎に到り、軍艦一艘並に近代發明のミニール三十挺、至急購求すへきの命を奉す、予上京の途次長崎に於て、英商船に在るミニール十二挺・本込のミニール二挺・テメントル銃二十挺を購求し、携へて上京す、藩邸の諸士大に喜ぶ、中にも伊地知正治(当時軍賦役)ハ、其利器なるを感じて、購求せんことを上言して、此命ありたり、

因、当時藩内一般攘夷論者盛なるよりして、一切洋式銃器を廢し、萩野流の十匁銃を折衷して、雷管機として軍用に供せり、大砲も同流の百目砲、或ハ二百目砲を用ひ、車輪を西洋法に擬したるものなりき、先公(斉彬公)銃器は大小とも洋式に一定せられしを、伊地知・大久保・中山等か、萩野流主張家なる故、一変したるなり、予等同志の輩ハ、大に其無識の行爲を患へたりしか、今に至て再び西洋式を用ること復したるなり、

全年五月日(未詳)、藝州御手洗島の貿易所に至り、居ること一七日、中村と会したり、中村とは上京の時、小倉にて別る、藝州の藩吏も又た来り会す、同伴廣島に到り、安藝侯に謁し、使命を終り、懇篤の待遇を受け、上野介吉正の刀其他布帛物品を惠与せらる、居ること三日、敵島に詣て居ること三日、去つて小倉に上陸、昼夜兼行再び太宰府に詣り、佐賀に行き居ること三日、彼の反射竈製鉄所、製煉所等を一覽し、有名なる刀工忠義を訪ひ、或ハ藩士小出仙之介(洋学者、洋行数年の人)或は大隈重信(八太郎と稱し、当時一書生にて、未だ長崎に出てたることなく、佐賀に於て製造局の吏たり)等の数

氏に面晤す、鹿兒島戦争談の詳問ありき、日を経て長崎に出て、居ること十余日、英国の軍艦二艘碇泊せしに乗り、大に饗応を受たり、這艦ハ二艘共に鹿兒島前ノ濱の戦に従事せしものにて、我か砲丸の痕跡数所あり、中にもフレカット艦は、船将部屋の中柱と、中柱に砲弾貫きたる痕あり、弾丸二個二十四斤砲丸船将部屋に飾りたるあり、船将余に謂つて曰く、この弾丸は貴国の弾丸なり、斯く愛玩するは我々か命を奪はさりしなり、今日に至り、和睦笑談酒を汲むは、実に天幸と謂へきなりと、英商ガラバを以て大小砲及び汽船軍艦を註文したるに、艦将ハ戯れて余に謂て曰く、大小砲軍艦を買入るは、再び戦を開かるゝならんと、余対ふるに素より然り、過日の戦は我に利器備はらさりし故、閣下の命を藉したり、今後必ず閣下をして、上天せしむるに至らしめむと、笑談交々刻を遷せり、此の時英商の尽力に依り、ミニーヘル十二挺・ライフル銃六挺・六眼銃二十余挺を購求して、帰国後忠義公に呈す、尋て軍艦大小砲銃文或は琉球通宝十万両を、朝廷に献上の旨を建言し、尚ほ国老喜入攝津に就て申述する所あり、採用の命を伝ふ、仍て献上用の通宝鑄造を初めたり、

因、同年三月十四日、久光公京師に至り、朝廷幕府に封事を上る、報せず、停京三日にして十八日京を發す、朝命之を留むるも及ハす、四月十一日帰国せらる、

同年八月六日、二男多太彦生る、後廣寶と改む、

同年八月十五日、物奉行勘定小頭に進められ、勤方は迄通集成館並鑄錢方を奉行す、

国老島津大蔵、用人市來次郎伝命す、

同年十一月一日、長男英之丞（廣親）初ての御目見の式を為す、太守忠義公に謁し廣親と改む、呼名英之丞、家格之通中紙三束を獻す、席詰国老島津大蔵・川上但馬、若年寄川田将監・島津出雲、大目附川上龍衛・樺山主計・町田式部・高橋縫殿、御小姓与番頭島津良馬・島津織之介、奏者樺山要人なり、

因、元治元年六月、長藩士歎訴する所ありと称し、浪士を糺合して、伏見附近に屯在し、朝・幕の命に服せず、七月十九日兵を挙て九門を犯す、本藩兵及び各藩兵討て之を退く尋て問罪の師を起さる、十月各藩長州征討の軍を出す、本藩は三千余の兵を筑前蘆屋に出す、総督島津又六郎（日置の領主）・副総督

島津主殿（永吉郷の領主）なり、全国二十余藩、尾州侯を以て大総督とし、越前侯副総督たり、藝州廣島に本営を置く、惣軍凡十万に余れりと云ふ、幕軍歩兵六大隊・砲兵三大隊と云ふ、十一月朔日、長州福原・國司・益田三家老の首級を捧げ、余党を刑して謝罪せらる、尾州侯諸藩の進軍を停めたり、

市來四郎君自叙伝（附録） 九

三十八歳、慶應元年乙丑五月より、日向國諸縣郡小林郷東方村の内、吉水田に開拓を試む、水田とするの地所凡そ十五町歩余、畑地二十余町歩、人家十一戸を各所より移住せしむ、又大隅國贈吹那郡の内、踊郷殿湯附近にも開墾を試む、後年故ありて放棄したり、同年五月日（未詳）、廣親十四歳角入を為す、

因、藩風男子十四歳に至れば、前髪を半は絶ち、額を剃る、之を角入と称せり、

当時予は、會計専務鑄錢に従事し、軍費補充に努力す、財政困乏に際し、内に在りて軍事の支出を計るへき旨を命せられたり、鑄錢の原料は、当時多くは梵鐘仏具を専用せり、又美兄寺師宗道君も内に在て、

火薬又は火具製作に従事せられたり、

（史伝）慶應元年四月、幕府進発の令を發し、五月十日將軍江戸を發す、閏五月京都に至る、之より再征の是非を論議し、物情騒然たり、本藩は大久保一藏をして、再征の不可を争議せしめたり、

全年四月七日、元を慶應と改めらる、

三十九歳、慶應二年丙寅二月廿五日、廣親十五歳前髪を取る、

因、藩風男子十五六歳に至れば、前髪を全剃して、壯年の仲間入を為す、之を二才成りと唱ふ、之より成年者の部類に加はる、

全年五月二十六日、寺院廃合取調掛を奉命す、国老桂右衛門（久武）・用人川上正十郎伝命す、同掛桂右衛門、寺社奉行島津主殿・勘定奉行關山胤・文書奉行橋口與一郎・千田傳一郎・小森新之丞・上村休之進・助教後醍院彦次郎・郡奉行山口一・山口九十郎・寺社方取次大脇矢五右衛門・谷村孫八郎及び予、その他御勘定小頭相良助大夫・永山直次郎並筆者各局より数十名（島津兵庫宅を以て調査局を仮設す）、大乘院支坊廢除を第一着手（支坊十余ヶ寺）とす、或別当寺分離等、遂

に國中一掃するに至れり、而して大乘院僧正・南泉院僧正・千眼寺僧を説諭、帰俗せしめんとす、時偶々殿中婦人の祈禱中なりしより、僧侶の殿中婦女侍臣と通謀して、讒誣内訴する所あり、事激越に過ぎ、達命を矯むるの過失に処せられて、免黜せらる、島津・關山・大脇・相良及び無関係なる海老原宗之丞（清熙）等の数名、同時に皆黜けらる、廢寺の挙は予等積年の冀望にして、国家の爲め有害無益を論すること久し、当職に移されて、一層其の宿害の矯むべきを慨嘆する所ありて、島津主殿（久善）・大脇矢五右衛門等と議して、此の世態其の機に当れりと、家老桂右衛門に向け討論建言する所あり、遂に採用ありて、大に革新の宿望を達せんと期せしに、婦女僧侶の構陷に遇ひ、半途蹉躓したるは、遺憾限なかりし、志ある者苟に痛歎の声を漏せり、

同年九月十六日、廣親海軍隊に編入、京師守護の爲め上京す、

因、当時各地出軍の人員、上下凡疋万余名に及び、中にも鹿兒島の壯年者ハ、多くハ出軍し、財政に關する吏員と久光公親衛人數と老人のミ残り、実に寂

寞たり、

（史伝）慶應二年七月、將軍家茂公大坂に薨す（昭徳院と諡す）、遺言して一橋中納言慶喜公を相続たらしむ、尋て將軍職を襲ハしむ、当時征長の兵各地に破れ、軍氣振はず幕威益々衰ふ、

十二月二十五日、天皇崩す、二十九日喪を發せらる、京都東山泉涌寺の上月の輪陵に葬る、東山の上の陵と唱ふ、孝明天皇と諡す、

四十歳、慶應三年丁卯、休職家にあり、

因、九月朔日、国老島津備後君（男爵島津珍彦）久光公に代り上京せらる、從兵一千余人に上る、尋て十月大山格之助（綱良）等兵八百余人を率ひ上京し、尚藩内の兵備を令し、鹿兒嶋海岸砲台櫻島等も守衛を嚴にし、警戒を加ふ、或ハ諸郷の人員を輪番出衛せしめ、陣營ハ南林寺・福昌寺及其支寺跡を以て之に充てたり、時に城下士諸郷に至る迄、壯年の輩ハ競ふて出軍を請願するもの夥しく、藩庁之を制遏するに困むの情勢なりしか、百方説諭して之を止めたり、当時上下人心の意氣頗る昂れり、

同年四月十二日、久光公上京、宇和島侯・福井侯・

土州侯も上京せらる、

十月十四日、朝廷、忠義公及び毛利侯に、討幕及び會・桑兩藩を討討するの密勅を賜ふ、

十月、藩老小松帶刀・西郷吉之助山口に至り、毛利侯父子に面し、上國の情況を陳す、

十一月、忠義公上途、長州三田尻に立寄り、長州侯世子（後元徳）に面會す、薩・長連合の約茲に成れり、同月廿三日着京ありたり、

十二月七日、本藩兵を始め高知・尾張等の諸藩兵禁闕を衛る、尋て會津・桑名兩藩の九門宿衛を解かる、本藩及び土・藝の二藩をして之に代らしめらる、十二月廿五日、幕府は庄内其他の各藩に命し、芝の藩邸を焼き、邸吏浪士を殺傷す、邸内浮浪士を潜匿し、市内遠近各地を騒かしたるか故なり、此挙京都に聞ゆ、本藩戦意を決す、翌年一月三日の開戦を見たるは、此挙の発因に依れり、

（史伝）慶應三年三月、外国公使大坂に來り、兵庫開港を督促す、將軍其理由を演て、上奏朝裁を請ふ、尋て許さる、

十月、土州侯家臣後藤象二郎・福岡藤次等をして、

書を將軍に呈し、大政奉還の議を建言せしむ、本藩々老小松帶刀等其議に賛同し、將軍に勸告する所あり、尋て將軍辭職の表を奉る、朝廷之を允さる、天下騒然兵馬の起る旦夕に迫れり、本藩繼て兵千余人を出せり、

十二月、中川宮及び二條齊敬公等、二十七人の參朝を停め、翌日閑白職を廢し、仮りに総裁・議定・參與の三職を置かる、

十二月、徳川慶喜公二條城を發し、大坂城に入る、會津・桑名及び閤老板倉侯等陪從す、其挙動異常なるを以て、朝議桑・會二藩の入京を停めらる、此時朝議慶喜公をして、議定職に補し、入京せしめんとし尾州・越前二侯をして内諭す、公承服せしも會・桑二藩其他旧幕吏等肯んせず、遂に二藩及旧幕軍と連合大挙して入京し、勝敗を決せむとするに至れり、旧幕総軍凡そ三万に余り、官軍漸く三千余名に過ぎず、各藩觀望衆心一致せず、兵器充備せず、旧幕軍兵器練兵精整、會・桑諸藩兵決死勝算ありしも、庶算足らず、漫に伏見・鳥羽の二道に大軍を押し、兵氣稍々驕慢に流れたるを以て、黒谷又は大津膳所

の各地に備る所ありしに拘らず、皆徒為に属せり、若し兵略其凶に当らば、勝敗の機測るべからざるものありしならん、

四十一歳、明治元年戊辰休職家に居る、

廣親十七歳、西千嘉（男爵西寛二郎）隊下において、伏見・鳥羽の軍に従ひ、戦闘せり、三月北越征討の兵京師を發す、大山綱良・吉井幸輔・黒田了介等参謀たり、廣親も遊撃隊員に加り、越後口に出軍す、越後各地に転戦し小千谷の戦に傷き、長岡の病院に治療を受く、賊軍夜襲之を陥る、廣親身僅に免れる、繼て戦地にあり、平定の後凱旋したり、其戦況経歴は別に記さん、

因、明治元年正月三日、旧幕兵と本藩及び長・土諸藩の軍、伏見・鳥羽の両所に戦ひ、旧幕兵破る、連日八幡・橋本等各地に転戦し、旧幕軍敗走す、五日追討の軍を發せられ、仁和寺宮（故小松宮）征討總督に任せられて出軍あり、官軍の勢威大に振ふ、

当時海内騒然、人心恟々臨淵踏水の思ひをなす、朝・幕両途方向に迷ふもの多し、薩・長・土・越の四藩勤王の方向を定むるも、土藩の如きは容堂公両端を持し密かに大坂に通するの説あり、尾張・肥後諸藩

士中、佐幕の説を持するものあり、真に危機一髪の形勢なりしが伏見・鳥羽の一戦大勢定まり、衆心一致朝威頓かに加ハリしなり、

当時藩庁に於ては、島津圖書君国老上席にありて、桂右衛門と事を取れり、伊地知壯之丞・奈良原幸五郎の一派、西郷・大久保等と緩急の議を異にし、過激事を破り、累を島津家に及さんことを慮り、君に説き、西郷・大久保等の所為を不策として、暗に謀る旨あり、之に左袒するもの川上助八郎・高崎五六・三嶋彌兵衛（通應）の諸氏なりと伝ふ、桂独り西郷一派の為に、百方之を防遏せり、

正月、忠義公嶋津の称号に復せられ、茂久を忠義と改名せらる、

（史伝）慶喜公大坂に在て敗報を聞き、直に汽船に塔し江戸に退き、從て會・桑二藩其他の各藩も、江戸に走れり、官軍追ふて大坂城を陥れ、遂に焼燹す、此の時長州兵は、掠奪を極め、倉庫を開き、金銀財宝を奪ふこと夥しく、或は民屋に暴奪すと、我か藩兵は軍律を守り、毫も犯すことなかりしと伝ふ、正月より三月に亘り、其の間讃州高松・播州姫路或は中

國の各小藩、及び旧幕領の地を征討す、高松の如きは我藩兵を以て討伐し、城に火す後降伏謝罪せり、大山綱良監軍たり、九州にハ我藩兵（足輕隊）を以て長崎を鎮定し、同所の幕吏を追ひ、天草を鎮撫し、肥前唐津を定め、而して豊後日田の幕吏を掃ひたり、物頭益満新之丞外一人なり（当時唐津は、閩老小笠原侯の封土たり）、熊本藩は佐幕論にして、伏水・鳥羽の挙に両端を持し、殊に我藩の鎮庄に幕命を奉したりと雖も、陽に手を下すこと能はざりき、故に我藩も又妄に兵を出さず、九州ハ不日にして鎮定せしか故、三月に至り、東伐の師を發せられたり、然れとも昇平二百年変して大乱となり、人心恟々官軍の必勝を云ふもの鮮なし、古元弘・建武の轍を踐むならむと疑懼するもの、半は以上に居れり、

四十二歳、明治二年己巳二月日（未詳）、函館出軍隊の輜重宰領の命を承く、大隊長桐野利秋と汽船豊瑞丸に一大隊を搭載し、西郷隆盛ハ汽船三邦丸に乗り、鹿児島を発航して江戸に向ひ、尋て箱館に向ふ、五月二十四日、同港に着す、時偶々榎本釜次郎・大島圭介等降伏し、事平定せり、数日にして回航し、西郷

等ハ浦賀に泊し、予独り用を帯ひて江戸に至り、大久保・吉井幸輔（友孝）其他の藩吏に面接して、西郷の意を伝へ、数日にして江戸を去り、六月に至り鹿児島に帰航したり、

全年九月日（未詳）、藩兵二大隊の輜重を幸し、東京へ出て、神田橋の藩邸（旧庄内藩現今印刷局の地）に在營す、年を越て、三年三月日（未詳）、帰国す、廣親及び甥隈岡長道も同營にあり、

因、当時薩・長・土の三藩威望あり、特に本藩ハ兵強く衆望あり、兵員の品行正しく、各藩風を慕ふ者多く、朝野の間に重きを為す、戦後の人心頼て安する所あり、

又当時東京市内の情況ハ、貴賤貧困を極むること譬ふるにもなし、旧幕臣悉く各所に流離転沛し、邸宅空虚葎の藪となり、婦農婦商して四方に分散し、諸侯大小の邸宅も、皆な荒廢草葎軒を蔽ひ、壯麗を極めたる大名小路も、悉く廢墟と變し、市街の過半退転して、小民饑餓に陥れり、中にも番町・深川・本所・下谷の地は、多くハ空屋にして腐朽寂然たり、本城西丸も荒れ果て、狐狸の巢窟となり、本丸ハ燒燼

後の俛にて、草木生ひ繁り、目も当てられぬ有様なり、西丸ハ家屋のみ依然たりと雖とも、廢頽する所多し、唯々両城ともに見付門矢倉のミ残れり、御幸以來少しく人心安堵し、民業稍々開けたれとも、昔日に比すれば、百分の一なり、従て人心恟々、未だ堵に安せず、各藩の兵隊充滿横暴を極め、人民愁苦を訴ふ、旧幕臣中感慨あるものは、各所に潜匿し、時を窺ふもの多し、殊に土州・庄内・仙臺・米澤・秋田・桑名等の入ハ、幕人と謀り、薩・長二藩を伐ち、挽回を企る者あり、又土人は大に為す所あらんとし、幕人と密謀する者ありと伝唱し、這形況に押行かハ、年ならずして再び大乱の情勢なりき、當時旧幕臣にして薩・長・土を怨望する甚し、特に島津家か徳川家の姻戚でありながら、討幕の主謀となり、徳川家を困めたりと思惟し、怨悪の情最も深し、是か為め人心定まらず、彼我反目の情を絶たす、之を和解すること、国家の要点なるを以て、予内田政風・伊集院兼寛と議し、旧幕士宇都宮三郎・山縣十蔵・阿部潜等と交はり、互ひにその所懐を叩き、榎本亨蔵・桑原清蔵・赤松大三郎・松元良順等の入々

と俱に周旋す、

同年夏（月日未詳）、予は阿部潜と同行、沼津に行き、兵学校を視察す、然して静岡に至り、山岡鐵太郎・大久保一翁を訪ひ、時事を談したり、是を徳川家人の悪感情を解くの端緒とす、尋て同校の教員数名（前島密外数人）を雇ひ、鹿兒島に遣る、之を鹿兒島兵学校の開初とす、兵学校は初め島津兵庫（一門旧加治木領主）の旧宅に創設し、静岡藩より雇ひたる教師を以て教授せり、又伊地知正治と謀り、戊辰上野戦亡者の石碑建設の議を建つ、鹿兒島人中に募金して、助成するの趣意を主唱せり、是旧戦国時代、日向木崎原にをいて伊東家と戦ひたるとき、敵方の戦死者を先代義久・義弘二公、追弔の古事に則りしなり、当時戦亡者の屍ハ、上野山王臺に火葬したる俛、土墳草藪の中にあるを見て、回想したるに仍れり、

阿部潜・榎本亨蔵の諸氏落涙感歎して、頗る感情を和けたり、

四十三歳、明治三年庚午四月日（未詳）、遊歴の為め東京へ出つ、越て四年十二月に至り帰国す、

同年七月廿八日、七比古（廣次）生る、

(史伝) 明治元年七月十七日、江戸を改めて東京と稱せり、車駕東巡蹕を留めらる、

十二月長州奇兵隊殘党起る、木戸孝允等に不服を懷きたるに原因せりと云ふ、朝廷兵を遣ハして討て平く、当時物議囂々、東京の警備も嚴にして、各所に兵隊屯所を設け、夜行の人提灯を携へざるものは通行を停む、又各門楼毎に兵を置き、往來人を検査すること嚴なり、

市來四郎君自叙伝(附録) 十

同年十一月日(未詳)、伊集院兼寛(故子爵)・今井市兵衛、予と俱に上野前橋に至り、其生糸繰機械を見る、二十五人繰なり、速見賢三担当せり、仏人ミールをして造らしめたるものなり、蒸氣力を以て運転す、工人を列れ行て其の造法を究む、帰路該地方を巡視して帰東したり、是より先横浜在留仏人ミールなるもの、相摸国津久井郡長澤村に製糸機械を創設す、之を日本に創設の初とし、尋て上野国前橋に設置せり、予は其の製式を見んとて独行す、三十座の設あり、其の精巧に感し、図写して雛形を造り、鹿兒嶋の大山綱良(當時藩

の参事)に送りたり、
四十四歳、明治四年辛未東京に在留す、

明治四年の夏、伊地知正治に議して、勸農工学校及び試験場を創設して、勸奨せむ事を謀り、大久保利通に建議す、小石川小日向辺に地所を見計ひたり、伊地知と一日其箇所を見る、宇都宮三郎・榎本亨蔵・阿部潜氏も同論にて周旋せり、

当時旧幕人にして、才幹識量を有する輩にして、方向に迷ひ、衣食に窮するの情況見るに忍びざるあり、予依て数輩を官途に推挙せしことあり、榎本亨蔵氏を黒田了介氏に推挙し、開拓使七等出仕に任用せらる、山縣十蔵氏(後海軍主計監)を川村純義氏に推挙して、兵部省出仕に任用せられたり、之れ皆な塗炭の苦界に陥られしを憐みて、尽力したるものなり、

又桑名藩士中村猛夫を、伊地知正治に紹介して、司法省吏に就かしめたり、阿部潜氏を大久保利通氏に勧め、大蔵省七等出仕に出頭せしむ、齊藤辰吉(後中野梧一)を山口県参事に勧めたり、

同年春、製糸機械創立あらん事を、大久保利通に建議す、日本第一の産物、富国の本原なる旨を記したり、

其の機械を設くへき箇所は、信州・上州・奥州等養蚕地なるへきを縷述せり、大久保之を賞讃し、必ず庶議に付して、創設せんことを約しぬ、之を日本に於て官立洋式製糸の初端とす、

此年予ハ榎本釜次郎・大鳥圭介・松平太郎・澤太郎左衛門氏等、函館降伏人の一列寛大御処分あらん事を、内田政風・伊集院兼寛・大迫貞清・野津鎮雄の諸氏と尽力し、寛典宥罪に至れり、詳細は別に記する所あり、予当時の情勢を顧ミ、兵制更革の意見を主張する処あり、西郷隆盛等軍人一派の意見と衝突し、嫉視を買ふ、終に帰県の命を受けるに至れり、
十二月初東京を去る、郵船東京丸に搭して、同二十九日鹿兒島に帰着したり、

(史伝) 明治四年辛未七月十四日、廢藩置県の令を發す、人心紛囂たり、各藩頗る動揺す、中には兵乱を醸さんかの危懼を抱く処あり、高知県人は、大に為す処あらんとするの勢なりとも伝ふ、又各旧藩主ハ妻子を俱し、東京に邸宅を措き、在住を令せられたり、各藩下士庶蜂起、旧主の上京を遮り、県知事たらしめんことを請願する処多かりき、鹿兒島県は少

參事大山綱良を以て県參事とし、都城県には桂久武任命せり、当時久光公には、鹿兒島に在住せられし廉を以て、上京猶子を請願せられたり、久光公ハ当務の急務を知らるゝも、事皆西郷・大久保一輩の専断に出て、予議せる処なきを以て、往年以来の積憤重りて、不滿に堪へられず、発令の報鹿兒島に達せし夜陰は、公子侍臣に命し、邸中に火花を揚げしめ、憤氣を漏されたり、故に士庶の内、革變を喜ハさるの徒ハ、他に為す所あらんとて、自然藩内西郷・大久保を嫉視するの情勢ありたり、畢竟久光公始終西郷・大久保に懐然たらざりしハ、一朝一夕の事にあらず、西郷は文久二年初度、上京の際公の出京を拒み、尋て寺田屋事件の唱首と目せられ、次に戊辰の役忠義公奥羽出征の勅命を遮り、反て公の帰国を促かしたるあり、尔来稍々君命を矯めて、専恣の行動多く、廢藩の事も深く公父子に謀らす、大命を強ひたる跡ありしに仍り、公の譴怒に触れしなり、西郷・大久保も又公を視ること篤からず、常に冷語蔑称を唱へて憚らざりしなり、故に明治七年征韓論破裂、為に帰国なりしも、公との間殆と音問の礼に止まり、

親しく公の起居を問ふは希なりしなり、

四十五歳、明治五年壬申三月日（未詳）、鹿兒島県参事
大山綱良と議する旨ありて、西田村の内新上橋の川端
に開物社なる興産を目的とする一社を創建し、生糸器
械数十座を設置したり、其他各般の製作製煉の事業を
開き、専ら之を主幹したり、

六月永吉村旧織物水車跡に、洋式製糸器械を移置す、
十五人繰り、東京に於て拵へたる雛形に則り、新た
に二十五人繰りとし、工人木佐木源介之を作る、後に
至り四十八人繰りとす、近県飢肥・宮崎地方より伝習生
来れり、

同年九月廣親、甥寺師宗徳、遊学の爲め上京せり、廣
親は臯費生なり、宗徳ハ東京三田慶應義塾に入学した
り、

此年より予大山綱良と図り、鹿兒島市内上町築地・向
町藍玉所跡に洋式牧牛を開き、牛乳搾取を初む、之を
鹿兒島に於て牛乳を用ゆる初とす、

又洋式蠟燭製造を開く、是又洋風製造の開始とす、
此年正月、琉球より綿羊二頭を携へ帰り飼養す、前年
英人か同地に携へ来れるものなり、之れ内地に綿羊を

飼育したる始めとす、

因、明治五年五月二十二日、天皇五畿・四国・九州
各地御巡幸あり、六月廿日鹿兒島に御着、御旧城内
御休息所桜ノ間を以て、行在所と定めらる、久光公・
忠義両公謁見建言あり、当時旧参事ハ大山綱良、典
事椎原國幹たり、日々各所御巡幸あらせらる、七月
二日御発駕ありたり、

（史伝）明治五年十一月九日、太陽曆に改めらる、五
年十一月三日を以て、六年一月一日と爲す布告あり
たり（太陽曆に革めんとするハ、洋学者市川齊なる者建言
する処なり）

当時海内貴賤共に旧情に泥み、新政を喜ハす、廟議
ハ専ら旧物破壊の風潮あり、人情恟々不平を鳴らし、
動やもすれハ騷擾を醸すの勢あり、偶々改曆の令あ
り、正朔をも革むるの論議起り、一層物議を重ねた
り、

四十六歳、明治六年癸酉十月日（未詳）、開物社事業拡
張の爲め、社員数名を伴ひ、製茶数万斤を携へ、豊瑞
丸により上京し、京浜間に往来し、官民の間に資金調
達を斡旋する所あり、横濱某洋館と内約する所ありし

も、時の政府の処置、外国人に私財を借募することを許さず、事終に行ハれず、頗る煩苦を極む、越えて翌七年五月に至り帰県したり、

同年十二月廿日、須惠彦(廣吉)生る、

因、明治六年十二月十八日(七月廿九)夜、鹿兒島分宮(旧城趾)

出火、悉皆焼亡、兵隊ハ解散帰家したり、出火の原因説種々あり、西郷党の人々分宮の將校に説き、解隊を脅迫す、將校の中に異論沸騰、貴島清当時分宮の長たり、肯んせすして熊本に帰營す、後私学校員某

(一説に篠原国幹・淵邊群平等其巨魁たりしと云ふ)等、

謀りて焼きたりと云ふ、分宮焼亡との説数日前より窃に唱ふる者ありしと云ふ、鹿兒島城は元禄の火災後建築したりと云ふ所謂、虎の間・御対面所・驚の間など云る大屋は、尤も古造なりき、門楼或は兵器局の如きは、弘化の初改築せしものなり、熊本鎮台に在る甥隈岡長道・知人伊集院徳四郎は、事情具申の爲め上京す、三條實美公其他閣僚情況を聞かれ、頗る驚愕痛嘆せられたりとそ、同時に熊本營所の台兵も、不平を唱て放火を企て、一夜に営内十八回の出火ありしを、漸く取消したりとの説なりき、

(史伝) 明治六年五月五日、東京旧西丸趾の仮皇居炎上す、赤坂紀州邸跡を以て仮皇居とせらる、同年五月十日、久光公麿香間祗候を拜せられ、国事を諮詢せらる、

十月廿四日、西郷隆盛官を辞し、桐野利秋・篠原國幹等近衛隊員も多く帰省す、征韓論容られざるに因りてなり、

明治六年三月七日、神武天皇即位日を以て、紀元節と称せられたり、

同年四月二十八日、久光公脚疾あり、歩行に艱まる、此日老病の故を以て、車馬に乗りて御車寄に至ることを許され、同時に馬車一輛を下賜したり、

同年六月、正副修史総裁を置き、伊地知正治を以て副を兼しむ、

同年八月、地租改正の期限を定めらる、改正の事去六年以来施行するに、各地寛嚴均しからず、民情又旧慣に泥みて施令を喜ハす、紛擾頗る民心を害ふ、故に物議紛起を極む、依て明年を期して、其功を畢ふることを命せられたるなりとぞ、県内改正事業の如き、検吏田里に出張し、日々田畝の間を奔走し、

里民を駆使する情況益々煩苦を訴ふるの因をなせり、

同年九月、家禄・賞禄を改めて金禄と為され、各地三ヶ年米価の平均を以て、其額を定む、尋て九年八月五日に至り、家禄を廢して公債を下付せり、是より県地給地高制の変更を來し、各藩給禄と同一の処分を受くるに至り、後年給地高下戻請願の物議を生ずるに至りし因となれり、

同年十二月二十五日、久光公内閣顧問を拜せられ、大臣に班し、大政に参預せらる、征韓論の議破裂し、西郷を始め内閣員辞任し、内外の視聽頗る動揺せり、故に廟議公の重望に頼りて、人心を定めんとするにあり、其情由他日詳論する所あらん、

四十七歳、明治七年甲戌五月帰県、尔來開物社の業務に従事し、専ら製糸の改良、製革の事に従事せり、

(史伝) 明治七年二月一日、江藤新平・島義勇等乱を佐賀に作す、天下騒然、同月十三日、内旨を以て久光公至急鹿兒島に下り、西郷隆盛等の動靜を鎮む、江藤等敗走、鹿兒島に來り、西郷等に憑る、面接を得ず、転して四国に走り、高知に入り、途に縛せら

れ、佐賀に於て斬に処せられたり、想ふに江藤・島一派の暴挙は、全く西郷の応援を頼みたりしか、西郷ハ輕挙妄動を肯せず、桐野・篠原等に面接したりと雖も、応せざりし故、島津家に頼らむとすれども、是又応せざりし故、止むを得ず鹿兒島を去て、日州細島に出て、四国に渡り、高知に入り、板垣退助の党に加らんとせしかとも不応、遂に三月廿七日途に縛せられたり、是より先き江藤・板垣・副島・後藤等、征韓論破裂辭職の後、民選議院設立の議を建言す、是れ世上国会論を唱ふるの始めとす、素より當時行はるべきの建論にあらず、水泡に帰したりと雖も、天下の人士をして、国会必要なるを喚起したるは、全く此建言の効に因れり、夫よりして後ち、天下の有志国会を興し、参政の権を得むことを冀望するに至れり、建言は水泡に帰し、身は刑場の露と化し去りたりと雖とも、名は千載に残れり、是より先き明治二年の春、予東京に在りて、同志人と当時集議院の不体裁を論し、国会の体裁に擬し、拡張を謀れり、同志人員ハ旧幕臣赤松(則良)・宇都宮三郎・松元良順・阿部潜・桑原清蔵・榎本亨蔵、鹿兒島人

にハ、内田政風・伊集院兼寛・上原源之丞及び予等なりき、国会の体裁ハ、赤松氏が洋書に依りて調べたり、然れども当時祭政一致を主義とせられ、遂に水泡に帰したり、江藤氏等の建言を以て、国会論の嚆矢と唱ふと雖とも、五六年前に我輩ハ如斯既に主唱したり、然して明治四年辛未七月、廢藩置県発令の際赤松・宇都宮等の諸氏と議して、将来必ず国民に参政の権を与へざるへからざるを痛論して、西郷隆盛・大久保利通・木戸孝允に向て建論せり、然れども時機尚早しとて、水泡に帰したり、

明治七年四月二十七日、久光公左大臣に任せらる、公の政務意見廟議の容るゝ所となり、親しく枢機に立ち、大に大政の革新を希図せられんとす、当時征韓の紛争、延て廟閣の分裂を来し、西郷を始め一流の重望を荷へる人々、多く朝を去り、岩倉具視公を始め、大久保・木戸の重臣ハ、欧米巡覽の余夢未だ醒めず、頗る外国の情勢に眩惑して、国家の先途を見ること過慮なるより、稍々苟安に流れ、万般の事宜挙て外邦に做ふの風潮を致せり、故に公ハ持重輕躁を戒め粉飾を厭はる、為めに往々政務の緩急を異

にし、久しく其職位に安んずることを得ざりしなり、当時の情況に就てハ、尚他日詳論することあらん、同年八月、大久保利通を全權弁理大臣と爲し、清国に派遣するの命あり、十月に至り、交換條款を締結したり、同月十七日、全国に布告あり、県地に報の達するや、軼た今昔の感を深からしめ、志ある者ハ大久保一派の所爲を、冷評するの傾ありたり、畢竟一派の所論は、外国権の伸張を期し、内民心の帰嚮を定め、上下不安の念を去りて、大に国運の振興を図るに存せり、故に征韓の議を指して、世にハ単に主戦論者の如く風評するも、其の實際ハ反て永遠の平和を期するの主旨なりしなり、然るに岩倉・大久保所謂欧化崇拜の臣僚は、単に外讐を構へて、国歩の艱難を倍すものと偏信し、強て国論趨向を遏めんと欲せしに拘らず、徒に征台の非挙を起し、無益の人命国帑を糜し、僅に英国使臣の調停に頼りて、名文を保つに過ぎざりしなり、故に人々、窃に廟臣か昨非を蔽ふの口実を作るか爲めの挙なりとして、冷評するの情況なりしなり、

(史伝) 七年四月四日、台湾を征討す、西郷従道之に

督たり、台湾事務局を正院に置き、支局を長崎に置く、参議大隈重信長官として事務を督す、此挙たるや、実に政府の失策にして、其因て起る所以は、大久保利通・西郷従道等、西郷隆盛の一輩不平を懷き、故山に帰りしより、天下の有志は疑懼を懷き、物議騒然人心危殆の情勢あるか故、征討を名として不平連を駆りて、其役に服せしめ、鬱念を癒さしめんと謀略にして、要路者と密議し茲に及びたり、故に西郷従道をして惣督とし、出軍せしめ、兵卒の如きハ適々軍艦を鹿兒島に回航し、出征を勧誘せしも、重立たる者ハ之に応ずるもの寡し、適々募りに応じたるハ、少年客気の徒数百名に過ぎざりしなり、此時西郷及坂元鼎輔等は鹿兒島に來り、西郷隆盛・桐野利秋・篠原國幹等に説き、征韓論の復活を飾言し、以て從役を促すこと切なりしも、隆盛等素より其密謀に出たるを予知し、応せざりしと云、故に隆盛と志を同ふするの徒は、一名も応せず蔑笑せりとぞ、故に將校列に在るもの一名もなく、兵卒のミなりき、此時、坂元鼎輔西郷隆盛に説くに、出軍せんことを以て表論とし、黨員其の他数千を募集し、転じて東

京に突出し、姦魁木戸・大久保・大隈其他三四名を除き、革新を行はんことを論せしも、西郷其奸計を覺り、笑て對ふことなかりしと云ふ、桐野利秋ハ之を聞て、坂元を面責、罵て曰く、我輩愚なりと雖も策謀に陥るを恐る、今日説く処の言を記して忘る、こと勿れ、他日必ず戦頭に相見るの期あらむと、坂元默然答ふること能ハざりしとなむ、此謀策も行ハれず、已むを得ず長崎に回航、遂に渡台、戦端を開き、支那と葛藤を開くに至れり、大久保ハ策の行はれざるに愕き、再び廟議を交じ、出師を止めんと走せて長崎に至るに、西郷等肯んせすして發航す、大久保空しく帰京す、予偶々東京よりの帰途長崎に至り、征台の兵出てしを聞き、帰て大山綱良と謀り、齊彬公の遺志に基き、台湾征討を藩士一手を以て為さむことを論したり、大山も其説を賛し、井田讓(少將)より得たる地図・海図を洋学者春田雄之進をして、翻譯せしめて参考に資したり、

市來四郎君自叙伝(附録) 十一

四十八歳、明治八年乙亥、開物社事業に従事せり、二

月、製靴の事に依り大阪に行く、越て三月帰県せり、
此年製糸所を新築して、百二十人繰の器械を据へ、城
下窮貧士民の婦女を雇使し、製糸に従事せしめたり、
漸次品質良好の品を産するに至れり、

同年九月、雲揚艦長井上良馨朝鮮海に航し、途中薪水
を同国江華島に取る、守兵の砲撃する所となる、我兵
攻て砲台を抜き、其城を火く、我兵死傷二人、敵兵卅
五人を殺せり、十月二日之を全国に布令あり、十二月
九日、黒田清隆・井上馨を正副特命全権弁理大臣と為
し、朝鮮に赴き修好の事を議し、且江華島の事を処理
せしめられたり、当時県地に於てハ、少壮客氣の徒
は、前年の感想に駆られ、稍々動くの色ありしも、西
郷一派の重なる者ハ又、征台の二の舞を演じて、我党
を釣るの密謀ならんと風評して、頗る冷淡に黙過する
の形勢なりき、

八年十月二十七日、久光公左大臣の官を辞せらる、時
勢の建議容られざりしに仍てなり、同日参議板垣退助
も官を辞したり、公は日ならず帰省ありて、遂に十九
年薨去に至るまで、再び上京なかりしなり、後年予曾
て公に当時の所感を問ひたることあり、公曰く、予当

時帰省の際心に決するに、世を終ふるまで、再び京門
に入らず、祖先光久公老して旧地に下らるゝに当り、
御江戸ハ之れ限りと、奴を振らせて立出られたるの跡
に做ふの覚悟なりしと、其の所志の如く、世を終ふる
まで再び京地を踏まざりしなり、

四十九歳、明治九年丙子、開物社の事業に従事し、製
革又陶器用金粉の製煉を為し、専ら製糸に従事したり、
因、明治九年十月二十四日、熊本神風党蜂起、鎮台
県庁を襲ひ、種田・安岡を始め台兵県吏百数十人を
殺傷せり、其警を聞き、秋月の土族官崎・今村等の
徒、起て熊本に応ず、又た萩の前原一誠の党、衆を
萩に集め、乱を為さんと欲す、皆な官兵の討破する
所となりたり、此の警報県地に達するや、私学校の
一派頗る動揺せり、西郷・桐野等之を鎮むるも、少
壯の輩は一層激発の色を顯し、刀剣を修造し、銃器
弾薬を結束し、今や突出せんとするの現状にして、
之より物情紛々たりき、当時甥寺師宗徳は修学の為
め、上京の途次熊本に在りて、姉婿隈岡長道の宅に
宿す、当夜市街各所に当り、火光の揚るを望見し、
尋て砲声人声の喧囂を聞き、其異事あるを覺りて隈

岡に告げたりと云ふ、後日神風党の部署記録を閲するに、隈岡の仮宅に討入の人員配置ありしも、幸に数日前に旧宅を転して、新仮宅に在りしを以つて、乱党の覚る所とならざりしに仍り、禍を免かれたり、時に秋月・萩の擾乱あり、形勢不穩なり、故に宗徳ハ隈岡に分れて、台兵長崎へ警備の爲め派遣あり、其の隊員に附属して長崎に出て、便船を得て東上したるなり、偶々当時実兄宗道君ハ、明治八年一月上旬京陸軍造兵廠に勤仕あり、無事の東上を深く喜はれたりとなむ、宗徳の実歴談は、他日詳述することあらん、

(史伝) 明治九年二月二十七日、朝鮮の修好成る、三月復命せり、西郷の一派弥々怨隙を構へ、大久保其の他在朝者の言動を指弾するもの多し、此の際私学校員等、兵器を携へ吉野に狩す、暴発の説喋々たり、同年三月二十八日、佩刀を禁し、犯すものハ其刀を没することを令せり、令報県内に達するや、古老の輩頗る紛論するもの多く、故意に令を犯して警吏を挑むものあり、殆んど禁遏するを得ざるの勢なりき、同年六月二日、東北に御巡幸あり、各地名跡・学校・

工場を巡覽あらせらる、七月二十一日還幸あらせられたり、

同年十月二十四日、熊本神風党(一名敬神党)蜂起、鎮台を侵し、砲隊營を火す、司令官種田政明及び県令安岡良亮等を殺す、翌朝台兵討て、之れか首魁を殺す、余衆自刃奔散せり、風を聞て秋月・萩の諸士蜂起す、官軍之れを討つ、尋て平けり、敬神党ハ熊本城下士人に少く、各村里士に多く、中にも神職等に多しと、国学を修め、尊王攘夷を主張し、洋風を忌ミ、廃刀令発してより、錦袋又は絹布の類を以て刀を包ミ、之れを背負ひて歩行き、電信線下を通行するには、必ず手拭等を以て、天窓に被ふと云ひ、砂糖は外夷の手に成り、穢からはしと言ふ、海魚ハ外奴の糞尿を喰へりと唱へて、之を厭ふの風なりと、頭髮ハ惣髮にして、中古の風をなし、綿服を着し木履をはき、質朴儉素を守り、礼義廉恥を重んじ、弓馬・劍槍を修練し、攘夷の時あらは、魁て皇室に身を捧げんと盟約せし輩なりしと、故に鎮台及び県庁を嫌惡すること甚しく、常に国賊視したりとなむ、此の挙たるや、卒然に起りし故、鎮台も大に狼狽、

長官も斬殺せられ、其の鋭鋒凌き難かりしとそ、然れとも僅々百余名の少数なりし故、直に撃退せられたり、熊本は従来党派多く、人氣一定せざりしか、近代に至り、殊に各派分立、曰く実学党・神風党・開化党・急進党・俗論党種々ありて、其の党派中にも又た分枝ありと、実学党は故横井平四郎か門下の人多く、老成の人多く、政府に阿附し理財を専らとす、則ち多くは官途に就きたる輩なり、開化党ハ浮躁輕薄に流れ、今様の容姿にして、或ハ代言人となりし者多く、国会も企望すと雖とも、差て力を竭すことなく、口に唱へるのみなりと、故に分枝して、其一是急進党を樹て、其の論激烈なりしとそ、俗論とは政府に阿媚し、善悪を区別せず、唯命是れ従ひ、私利を謀るの徒なりと伝へぬ、

市來四郎君自叙伝(附録) 十二

五十歳、明治十年丁丑、開物社の事業に従事したり、旧年中より動乱の兆あり、業務に就ても辛勞太甚し、因、明治十年一月三十一日の夜、私学校員百余名卒然起て、草牟田火薬庫貯蔵の弾薬を掠奪し、校員の

私宅に密蔵す、之を暴挙の粉とす、尔今昼夜の差別なく、漸次に人員加はり、遂に滝の上火巧所に闖入して兵器弾薬を掠奪し、白昼兵器刀剣を携帯し、日々暴発の情況を現せり、尋て大久保利通・川路利良の指嚙に係れりと称し、中原某始め數十人を捕へ、名を尋問に藉りて、二月十五日より同十八日の間に、西郷隆盛・桐野利秋・篠原國幹を推し、総員約壹万五千余人、大口・出水の両路熊本に向て出発す、同二十二日、熊本城にて開戦せり、之を十年の戦乱とす、惟ふに明治九年、熊本・山口の乱起るに際し、私学校員中稍々動揺せんとせしが、漸く桐野利秋・池上四郎等説諭して鎮めたり、当時篠原國幹・淵邊高照・松永助之丞等、過激の徒は陰に之を煽動せし説あり、且校員にして節制なき徒は、酒会乱妨を為し、不平を鳴らし、或は衣食の途、日々蹙まるより、一層躁急に駆られたり、偶々本年に至り、政府は熊本・山口の乱源に懲り、汽船を遣して、県下貯蔵の火薬を収め去らんとせしより、延て暴発を促したるなり、

當時、県下民情の一般を知るには、大久保利通か宅

(新照院通川端に在り)・奈良原繁(高麗町中洲に在り)・川路利良の宅(西田村鷹匠馬場に在り)其他、当時東京に在官し、少しく名あるもの、家屋は、悉く破却したり、其破却者ハ出軍者家族の幼男及其母・妻等にして、多くハ老年者を多しとす、皆下男下女を率ひ、竹木幹又ハ刀劍・斧鋤を携へ、白屋各家に闖入して破却せしなり、警吏出て制するも、頑として屈せず、怒罵悪言又は刀劍を擬して之を拒ミ、其兇威当るべからざるものあり、其際は四方より見物人も集り暗に声援を与ふ、中にも大久保・奈良原二家ハ、三四日の間朝より夕景に至り、日々暴行して全家を粉塵するに至れり、人心の憤興想像の外にありき、(史伝) 明治十年二月六日、県地の警報京都に至る、政府ハ川村純義(海軍大輔)・林友幸(内務少輔)を鹿兒島に遣して、西郷隆盛に面接する事を命す、同九日鹿兒島に至り、大山綱良を艦中に招き、彈藥掠奪のことを詰り、西郷と与に鎮撫に従ふことを伝ふ、時に私学校員中過激の輩ハ、兵器・刀劍を携て小艇より艦側に迫り、喧囂威迫を示す、川村等事の已に遅れたるを察し、遽に艦を回して去る、時に大山ハ、

川村の意を領して私学校に至り、西郷に伝説し、桐野・村田をして代て面接せしめんことを勧め、兩人之を諾し、奔て埠頭に至りしに、川村等の乗艦烟を吐て駛行するを見て、相互の情意を通するを得ず、大事を破りしを憾みたりとむ、

同年二月十九日、熾仁親王を征討総督に拜し、征討の軍を發せらる、同二十五日西郷・桐野・篠原の官位を褫き、其状を布告す、之より十年の戦乱数月に亘り、頗る荼毒を極む、

同年三月二十一日、十久鷹(精之介幼名)生る、明治十年に生れたるか故に十の字を用ひたり、

同年三月二十五日、午前七時比、実弟有馬宗十郎・親戚徳尾政高・弟小倉友整(小倉は徳尾に同居せり)の宅に、警吏県庁の命と称し来りて、之を捕へ、即夜に大口地方に向て護送せり、同時に知人陸軍大尉池田道輝・春山文平其他重富・帖佐の士族十二人に及へり、予も有馬等と同一の境遇にあるを以て、到底災厄の免るべからざるものと覚悟し、家族に向ひ、訣別の情を叙べ整衣暴徒の危害を待つこと数日に亘りしも、遂に事なきを得たり、蓋し西郷等暴発の際は、大久保利通・川

路利良等の姦謀に因由するの宣言なりしを以て、平生の意見異同あるに拘らず、世人西郷等に同情を表せざるはなし、親戚の某々等も、自然其風潮に誘はれ、同意を表せんとするの傾向あり、一日予か宅に會して、今回の挙に対して、是非曲直の論談を開く、予ハ今回の挙は、事実私学校員の唱ふか如くなりとするも、全く西郷・大久保等の私怨私隙に出づるものなれば、何れに対しても、同情を表することを得ず、且身其職分を有するにあらざれば、軽々しく動くべきにあらざり、徐々に時事の経過を顧み、名分大義の帰する処に依りて、進退するに若くことなからん、特に県下にハ旧君久光・忠義両公の在せらるゝあり、今日の場合は一、意嶋津家の下に立て、進退去就を両旧君と同ふするに若かさらん、然れとも目下の情況、予一己の意見に強從するを望むにあらす、各々自ら処決すべしと論せしに、各々も其意見に傾同して、他の勧誘に応せず、又一般の風潮に迷ハさりしなり、

此事ありしより、予ハ有馬・徳尾両家族の悲恨を慰め、家計の保助又有馬・徳尾等の安否救護を顧慮する等、日夜の痛心焦思言語に絶せり、老母君・徳尾老父母・

妻子の悲歎を慰藉するに語なかりき、

当初私学校員勢威熾なりし時に於てハ、反て頑迷の徒として蔑如せられて、寧ろ其請を峻拒するの勢なりしに、熊本地方対戦の情報日々非なるを伝ふるや、人心頓に沮喪し、反て同列の撃挙を笑ふの有様となりたり、故に後継の兵員を募らんか為め、私学校員中の二三者、庁下に帰來し、頻に勧誘を試みるも、応ずる者少なし、為めに漸次威迫して、同意を強ふるに至りたり、茲に於て、或日有馬の宅へ戸長某來り、切に同意を求めんと勧誘せしも、有馬断平として之に応せず、平生の持論を吐き、其無謀を指摘せしに、戸長遂に言屈して去れりとそ、又徳尾兄弟へは、隣壁の者偶々來りて勧誘せしも大義名分を唱へ、西郷等の非挙を鳴らして、断然之を拒斥したりとなむ、又池田道輝は、予の知人にして、廣親及朔限岡長道の親友なり、平生理義に通し、私学校員と相容れず、時偶々肺病を患ふ、帰省病を養ひ家に在り、為めに校員の嫉視を受けたるなり、又春山文平は、高島鞆之助の従弟なり、為めに嫌疑を受けたり、其他重富・帖佐の士族輩に至ても、平生私学校員に善からず、或は私隙の為め、指目せられたる者あ

りしと云ふ、

因、当初は党員の重なる者、部下をして或ハ甘言、幼弱を誘ひ、或は強庄丁壯を募りしが、日を追て一般雷同附和し、老幼婦女に至る迄、狂顛制すべからず、親は子を促かし、婦は夫を勧め、弟妹交々誘ひ、下女下男に至る迄主人を励ますの情況にして、隨從を請ふ者十の三四ハ、拒斥せらるゝの勢なりしが、二月下旬より三月上旬に亘り、熊本附近の戦況振はざるの聞あり、稍々人氣を沮喪せり、為めに援助の人員を強募し、其急に応せんとするに及べり、然れども敗戦の報頻りに至り、人心頓に拒む、茲に於て県庁員を威迫し、強誘兵員を募るに至る、遂に県庁の命と唱へ、戸長警吏をして、各人に就き勸募するに至れり、宗十郎・徳尾兄弟は、当初より校員の輕挙に服せず、往々知人の来りて、意見進退を聞くものあれば、条理を明示して、其方向を愆ることなきを忠告せしなり、故に偶々勧誘せらるゝも、断然之を拒斥して、応せざりしを以て、池田・春山等の如き官軍に縁故あるより、嫉視せられたる者と同く、私学校員に対して異志ありとして、暴行を加へたる

なり、故に四五月以降に至ては、人心解体勢威日々蹙まるに至れり、

(史伝) 全年三月八日、柳原前光を以て勅使と為し、鹿兒島に遣し、久光・忠義の両公に鎮撫の旨を諭さる、本日勅使鹿兒島に至り、両公奉命書を上らる、元来両公ハ西郷・大久保の挙動を容られず、故に西郷も帰郷後に至ても、親しく両公に謁することを為さず、自ら意思疎隔し居れり、今回暴発に臨みて、西郷を始め一派の輩も、更に両公を伺問するものなし、二月、私学校員鹿兒島を發するの際、西郷は同列と俱に歩行し、島津邸前を過ぐるに当り、敷石上に踰躅し、戴笠を脱き、頭を下け拜を為し、行過ぎたるのミなりしと云ふ、畢竟平生疎隔しありしも、今や軍陣に臨むに至り、心中一片の敬意を表して、暇乞を為せしものならんと評しぬ、勅使下向に及びしより、庁下の人心稍々鎮靜し、校員益々勢力を失へり、

全年三月二十日、官軍田原坂を抜く、之より各地日々克復せられ、賊の軍勢大に沮む、賊田原坂の險を扼し、官兵を悩すこと二旬、勢威太た盛にして、官

兵屢々破らる、茲に至て攻守大に勢を異にせり、四月十四日・十五日官軍熊本に連絡す、賊氣益々衰へぬ、全年四月四日実弟有馬・徳尾、小倉・池田・春山等十余人大口に至りしに、私学校員陽に慰藉して、軍情を陳へ、協力を求むること切なり、重富・帖佐の輩中数人は、危害の及はんことを懼れて、請に応じて出軍したる者あり、故に或日邊見十郎太来りて、強誘して止まず、池田等正論を固持して屈せず、邊見深く之を啣む、夜に入り、一行十余人を大口郷の某地に引出し、白刃を擬して屈従を強ふ、徳尾大声を發して、叱して曰く、此期に及んで、未練の行為を為すものあらんや、殺さハ速に殺すべしと、一同も声に應じて叱罵せり、賊遂に其屈すべからざるを怒り、之を殺害せり、其暴横真に悪むべし、月末に至り此報伝ハるや、母君始め徳尾遺族の悲歎哀傷譬ふるものなし、予も又之を記するの辞なし、

因、此際校党は熊本地方に連敗し、日に勢威蹙まるを以て、邊見十郎太・別府晋介等の魁首は、煩念の極弥々暴威に募り、横虐を逞ふし、余憤を移して、此の正義無辜の人士を害ふに至りしハ、実に痛恨の

極なり、左に乱後県知事岩村通俊より、児玉源之丞（後華頂官家令）に囑して、丁丑乱概なる一書を編纂せり、其記事有馬等遭難の実況を知るに足るを以て、左に拔萃す、

常秋官賊の間に介し、左支右梧苦慮尤甚し、別府・邊見等屢鹿兒島に返り、県官に逼り、第六課四等属蓑田長僖及鎌田政直承恵・撫育の両社に諭し、六万円の証券を出さしめ、之を富商四十五名に配付し、金四万円を集めて賊軍に送致し、又警察費とし、士民を選ハす県内に諭し、分に応じ多寡を論せず、金円を納れしむ、時に警部二百人余、巡查千五六百人、管内各地に派遣し、陽に以て非常を警備し、其実募兵の用に充つ、先きに陸軍大尉池田道輝、疾を以て請暇帰県す、邊見・別府等異志ありとし、及春山文平・有馬壮十郎・徳永喜八・徳尾政高其弟小倉友整、其他重富・帖佐の士族凡十二名、皆密に意を官軍に通するとし、拘し去て大口に至り、之を詰問し、邊見池田に謂て曰く、事此に至る宜く從軍尽力其罪を購ふへし、否されは則生理なしと、且諭し、且脅す、池田曰く、我今非役たりと雖、仍ほ大尉の官銜を忝

ふす、悪そ子等の非儀にして、而勝算なきの師に従ふを得んや、邊見怒て刀を撫し、將に之を斬らんとす、池田屈せずして曰く、斬らハ則ち斬れ、万も子等に從ふ能ハす、邊見亦如何ともする能はずして去る、明日皆害に遭ふ、文平ハ高島少將と從弟たり、因て其宿營を問ふて相晤す、邊見等之を詰る、答辭稍常秋に連り、常秋も亦賊の詰責を受くと云ふ(常秋とは、時の奥州大書記官田畑常秋なり)

全年五月三日、忠義・久光両公櫻島へ避亂せらる、予及び廣親・有川五左衛門・谷村十右衛門・本田孫右衛門・同矢六・佐竹直之進と俱に従行したり、同志の士同行從衛する者、漸次に加ハリ、後には千余人に上れり、其間家族縁戚の男女にして、庁下又所在に避くる者も、互に往来を絶たす、間には官賊の人々も陰に來り候する者あり、予は時々両公に伺候し、時事を内申し、尚家令内田政風等と謀議する所ありき、又齊彬公御事蹟編集の内命も、此兵馬徑惚の間に命を請けたり、十一月二日に至り、乱平て帰家す、

因、忠義公は櫻島横山村の士族某家、久光公は同村旧御飯屋(現今戸長役場)に避難あらせらる、隨從の

士日夜に警護す、予等父子も其員に加ハれり、屯所は横山村学校を以てす、

(史伝) 全年四月二十三日、久光・忠義両公ハ、私怨私隙の發因に仍り、終に擾亂を來し、生民を荼毒するの慘況を見るに忍られず、珍彦・忠欽両君に家令内田政風を付し、代りて京に詣らしめらる、書を上りて前日の勅答を上り、且休戰の命を下し、徐ろに亂魁を糺断せんことを奏請せられ、両君は内田と交々要路に回説して、西郷を始め重立者の他意なく過激少壯輩の擁する処となり、遂に乱隙を醸せし事實を明にし、今日の場合徒に内乱の爲め、少壯有為の士を戕殺し、國家の元氣を喪亡するの不可を論せしに、木戸孝允を始め往々耳を傾くる者ありしも、大久保利通ハ堅く之を拒ミ終に容る処とならず、両君も空しく鹿児島に歸られたり、志ある者は両公の意思行ハれず、爲めに國家の爲め数千の壯士を弋ひ、幾千万の財帑を糜したるを痛惜せざるはなかりき、

全年五月七日(或は八日とも云ふ)、官兵の放火にて上之園辺焼亡す、予宅及び寺師家宅俱に焼燹す、一家類族僅々の家什の外、挙て兵燹に罹れり、予は財産を失

へる金額凡二万八千余円に及へり、実に無残の極と謂つべし、其詳細を計るに、予の本宅凡八十坪余、惣瓦葺修繕を為してより僅に三年を過ぎず、蔵一軒（十五坪）隠居家一軒（廿坪余総瓦）氏神社一軒（二坪）門一ヶ所・厩一軒（十坪余茅屋）等なり、衣服・什器類の外、家具一切焼亡す、衣服・什器の類にして、田上村別荘（本家十二坪・厩五坪・作小屋三坪）に搬出貯蔵せしを、六月廿五日放火の為に悉皆焼亡し、一品の残りなし、氏神先祖及日用着物をのみ、家族の携て、谷山中村字塚田の周太郎なる者の宅に避け、後櫻島予か在地に避けたり、当時予は櫻島横山村又は洗ひ出しの民家に避け居たり、又家什の内を分て、永吉村製糸所に貯蔵す、大長持三個に納めたり、刀剣・掛物・画軸の類なり、是も同時に焼亡す、又有馬一家の家具も、長持二ツに入れて新上橋開物社本店に貯蔵せしに、之れ又焼亡す、我家に重要な品は、鄭成功の筆跡一軸・頼襲の大軸一巻・同屏風一双并に兼光の刀・景光の短刀・國吉の刀・波平安行の短刀等なり、書籍は予か二十歳正月より明治九年十二月迄、殆んど四十余年間（毎日怠らず記したる者なり）の日記、其冊數八十冊、天氣の晴雨・寒暖・

世の変遷・諸布令・諸説・米価・有名者死亡の年月日・詩歌・文章等、特に予か順聖公の特命を奉したる種々の事実、或は文久末年より元治の初年、三四ヶ年間鑄錢に総宰たりし時代、日々の製造高、或ハ維新前後本藩にて尽力の始末、國中の事実、天下の形勢、或ハ前ノ濱に於て英国と戦争の實蹟、其外人情の変遷等漏すことなく記したる者なりき、又石室秘稿と名けたる巻帙は、予か廿三才の春より起稿し、三百余冊に及ひたる者なり、編を分て武備・經濟・刑律・雜編・旧説・海外の六部に分ちたり、旧記は我藩祖忠久公より以来の重要な事実を集めたる者にして、偶々其部冊中校正中なりしか為め、田上村の別荘へ貯蔵したる者のみ、火災を免れたるは、何よりの幸なり、之れ火災を氣遣ひ、土穴中に納めありし故なり、

因、今年四月二十七日、官軍軍艦三艘に、巡查一千人を率ひ、鹿兒島に入り、兵を各地に配布して防備を嚴にす、五月五日、賊徒兵を遣して之を撃つ、官兵之を禦く、之より交戦數旬に亘れり、官兵は旧城下甲突川を限りて防備を設け、川以外の民家ハ挙て一炬に付したり、為めに自家を始め、親戚旧故の家

宅皆な焼亡し、家具・什器悉く盡したり、六月二十六日、賊敗れて日州口に退却せり、

全年六月廿五日、出水口の官軍鹿兒島に進ミ、賊と原良付近に鬪戦し、開物社本・支局とも焼亡せり、同社元來県下物産興起の爲め、県令大山綱良と謀り、開設せしも、中比に至り、県官中私情の爲め阻害を企つるものあり、止むなく県庁の容喙を絶ち、尔來一私家の事業として経営する所あり、百方苦慮計画し、有馬・徳尾又ハ廣親・寺師皆自弁、以て事業を保掖し、主として製糸又は分析・製革等の事に従ひ、稍く自立の基を為さんとするに当り、此事變に遭遇し、一朝災厄に罹り、挙て烏有に帰するに至れり、是に於て一家類族殆んど赤身無一物となるに至れり、

開物社焼亡損害、後日調査の上、県庁に具申せしもの左の如し、

焼亡家数凡十二軒・蔵三ヶ所、内訳役所(百二十坪)・蔵三軒(一軒二十坪・一軒三十坪・一軒十五坪)・皮柔軟所二軒(一軒十敷二十五間・一軒七敷十間)・搾油器械所(三十坪英國製ワートルプレス)を設けたり、器械共に焼失す、靴製作所一ヶ所(三十五坪)・製煉所一

ヶ所(三十坪)・鍛冶所一ヶ所(拾坪)・炭蔵一ヶ所(三十坪)・雑物貯蔵所(十坪)・厩(八坪)・番人小屋二ヶ所(每十二坪)

一牛馬皮三千百枚 一軟製牛馬皮二千余枚
一阿仙菓二千斤 一襟皮三千余俵
一桑木三万四千本 一林檎木五十本
一製靴三百足 一皮サキ器械一座
一ミシン器械二座

永吉村製糸所の焼亡家屋及び物品の損害左の如し、製糸所一ヶ所(六敷三十五間)・製糸器械四十八座・洋式水車一ヶ所(五馬力)・製油所一ヶ所(八敷六間)・米搗臼(三十六個)・製油(ラッチーマシーネ)二座・米搗器械一ヶ所(八敷五間半)・番人小屋一軒・役所・製糸女教師住居小屋一ヶ所・屋敷一町二反・池一ヶ所(三畝歩)・板蔵二ヶ所(一ヶ所四敷三間・一ヶ所八敷五間)・水溜一ヶ所(二坪半)、輸出生糸八百四十余斤(當時の相場百斤六百二十円内外)・熨斗糸二百斤余・繭五十八石三斗余・屑糸百斤余・細布六反・種子油千二百七十余斤・菜種百五十拾石・米三拾八石・粟三石・糠三拾石余・桑三万五千本余・梨木百

三十本・製薬器械数十品代価にして凡そ千六百円位、
 焼物・彩葉五拾余品代価にして凡八百円内外、金泥
 三十八匁六分五厘、石炭五百斤、薪拾参円五拾銭、
 製糸銅鍋四拾九個、鉄製同二十個、大鍋八枚、半釜
 大小十五枚、斧大小五挺、鋏八挺、鉈八挺、鎌大小
 八挺、鉋丁二十挺、右外小道具数十品、

明治十年六月廿五日、官軍の放火に懼る、製糸所の
 大家ハ、河上山の杉林私下を願ひ、堅牢の良材を以
 て建築したる者なり、此余木数百挺、代価にして凡
 千余円の品悉皆焼亡す、損害代価にして凡そ六万八
 千余円に及へり、

因、同年九月一日、賊軍鹿兒島に再襲す、事突然急
 遽に出たるか故、県官及官兵大に狼狽、奔散殺傷せ
 らるゝ者多し、新撰旅団の内僅に一大隊余、旧厩内
 私学校跡に屯營したるのみ、其他巡查五百名各所に
 散在し、鹿兒島に在りしは僅々二百名に上らず、軍
 艦ハ龍驤・第二丁卯の二艦碇泊せしのみ、其兵数漸く
 三百名許り、五月以来各所の胸壁悉く毀ちたる故に、
 防守の方法なく、賊軍も纔に五百名に足らざりしと
 雖も、敢死の兵にして、一騎当千勇猛の輩なるか故、

官兵は一戦もなき、新兵なれば、旧吉野橋辺に於
 て一撃の下に撃破せられ、旧米倉に引き籠れり、当
 時の情況混乱限なかりし、蓋し襲来の説九月一日の
 曉に聞知し、米倉に抛らんと決し、仁禮景範(海軍
 大佐)・伊東祐磨(海軍少将)・綿貫小警視を初め、
 台兵・巡查・海兵等凡七百余名に過ぎざりしとぞ、
 外郭の各所米俵以て、俄に胸壁を築き、其狼狽云ふ
 許なし、予も親しく目撃せり、一戦の後直に米蔵の
 郭内へ引取り、防守せり、賊は日夜攻撃、旧城山に
 は大砲を挽き揚げ、目下に砲撃す、僅かに板壁一重
 の防守にして、官軍は必死の形勢なり、一日より四
 日に及へり、日向に在りし官軍は、賊軍の再襲を聞
 ひて、先づ軍艦を鹿兒島灣に回したり、第一春日艦
 に、川村(純義)搭して、四日夕方、谷山脇田村より
 上陸し、鹿兒島に進撃し、本宮を荒田村の洋館(旧
 騎射場郭内に在り)に置き、兵は米倉趾に屯せり、之
 より漸次官兵も海陸集来して、賊を城山の一隅に囲
 ミ、昼夜攻撃す、同月十五日総攻撃あり、西郷・桐
 野・村田等の一列、岩崎谷に戦歿したり、先きに連
 りに戦破れ、勢蹙るより一度鹿兒島に帰り、屍を故

山に埋めんと決心し、官軍の隙を窺ひ、險を踰へ、万苦を経て鹿兒島に帰り、擾乱に乗じて兵器・糧食を奪ひ、城山に拠りしも僅に数日にして、官軍の囲む処となり、終に岩崎谷の土窟中に斃る、人生の栄枯盛衰墓なきはなし、

(史伝) 全年七月三十日、天皇海路東京に還幸あり、五月以降諸道官軍並進み、賊遂に鹿兒島を去り、日向の一隅に拠り、形勢既に定まるを以て、此日車駕を還されしなり、

全年十二月十九日、修史館に命じて西南戦争史を編輯せしめらる、

全年十二月二十八日、清国公使何如璋等至る、是れ同国公使我国に至るの始なり、

全年十月五日、廣親汽船赤龍丸により上京す、越て十一年五月帰県す、宗道君及び宗徳ハ、在東京なればなし、

市來四郎君自叙伝(附録) 十三

五十一歳、明治十一年戊寅、戦後の廢殘を受け、家産空を告ぐ、一家類族の救護経営に違なし、六月に至り

田上村別荘地の畚内にありて、焼け残りたる書冊等を収集し、僅かに之を整理したり、又罹災士民救恤の事に就て、屢々県知事岩村通俊に申稟要請する処あり、茲に至り賑恤金を賜ふ、家屋の広狭に依りて差あり、寺師家八十円、予か家百円なり、百円は一般の最高額なり、然れとも損害の百分一にも足らず、又賑恤金の額は、一般の損害に比すれハ、二十分の一にも及はず、予か一己の分も、家屋建具を代価に計るに、二万五千四百五十円に下らず、田上村別荘の家屋も五百円許、又家財・書籍・刀劍・掛物等を代価にして、殆んど七八千円に余れるに、僅々百円を以て償はれたり、家族一同衣類一枚を身に纏ふのみにて、僅に百五十余石に對する禄券を余すのミ、戦後鹿兒島の困窮日々々に切迫す、加之父子兄弟一家拏て戦亡し、家族道途に迷ふもの夥多にして、其慘状目も当られず、名状すべきなし、之れに比すれハ、予父子遭難の厄に罹らす、生命を全ふせしは僥倖と云ふへし、然れとも有馬の遭難横死して、老母君の悲哀幼児妻女の哀慕譬ふるに言なし、予父子か災厄に罹らざりしは、全く旧君の膝下に避乱、櫻島にありて警衛の列にありしに由れり、当時私学校

員の久光・忠義両公を忌むの甚しきよりして、附従の我々に至る迄嫉まるゝこと実に甚し、畢竟雷同附和せず、大義を守り名分を過らさず、中立したるにあり、昨春彈藥掠奪よりして、肥後地に向つて出軍の際、一般の人心雷同附和せしも、予ハ屹然動かさず、七百年來の旧誼に憑りて、旧君公の進退に従ふに若かずと決心し、父子断然附従せしを以て、不慮の厄難を免れたり、実に其際の困難ハ夢幻の如し、

全年三月二十一日、有馬（実名純潔）徳尾兄弟の遺骸を収め歸りて、鹿兒島松原町南林寺の旧塋に改葬せり、乱後親族有川五左衛門埋屍搜索の爲め、大口郷遭難の地方に出張し、知人に頼りて其所在を探索し、稍く大口郷平泉村字六ヶ所なることを知り、記標を留め歸れり、本月初旬廣親・有馬の長男要之助（歳十二）有川僕松本三次郎、徳尾よりハ僕武万四郎を遣して、遺骸を収め歸りしなり、過去のことなれとも、今更の如く感せられ、悲憤限りなかりし、同時比に遺骸を改葬せるハ、池田道輝・徳永喜八・春山文平・重富郷人別府量輔・山口某外二人なりとぞ、有馬及び徳尾兄弟の靈前に供したる詠歌数首を掲ぐ、

徳尾兄弟に手向ける

動きなき君かいさは万世の

道のしほりとなりにけるかな

玉としもおもひし君かなきからに

とはすかたりの悲しかりける

追善

身をすてゝ道をみちとも踐む人は

くにの宝と仰かさらめや

悲歎

思ひともかひやなからんすべもなし

とりかへされぬ世こそ悲しき

懐旧

千万の人の鑑となりけり

君かみさほのたくひなきかな

因、明治十一年五月十四日、石川県人島田一郎等六人、大久保利通の参内を、東京麹町区紀尾井町に要して、之を殺せり、其報県地に達す、県人男女老幼皆快哉を唱へ、途上相遇ふ人毎に先つ互に慶祝し、昨春以降父子兄弟中戦歿者ある家に於ては、往々赤飯を炊きて報復の意を叙ふるものありたり、人心の

大久保等を悪む事甚しかりしを知るべし、

同年三月、旧船手跡宅地に隣り、新に発燭奴製造所を新築す、其入費凡三百円許り、製造器械の入費凡五百円なり、七月頃より一ハ生業とし、一ハ県下無職の婦女子をして、活路に就かしむる為め、発燭奴の製造を試み、漸次大製造に着手し、十一月十一日より発売したり、日々凡一千函を製造したり、県地に於て発燭奴製造の創始とす、

因、全年九・十月の比に至り、民間西郷隆盛・桐野利秋等城山を脱し、西比利亞地方に在りとの巷説喧々たり、県地の民情を察するに足るなり、

五十二歳、明治十二年己卯一月五日、齊彬公の墨蹟を忠義公に呈す、御礼として金三千匹を賜ふ、この墨蹟を予の手に収めたるは、明治五年夏大山綱良県令たりし時、旧弊を打破するとの感説に動かされ、県庁構内に在る旧藩の書庫に貯蔵の書類を、焼捨るの挙あり、此際予偶々其場に至る、貴重書類を焼燬するを見て、遺憾に堪へず、手から書類を搜索し、御筆入と記したる小箱を発見し、披き見るに齊彬公の御真蹟なり、之を一炬に付するに忍びず、県属松元良蔵等に請ふて、

其一箱を貰ひ、其中にあるを一通ハ予、一通ハ松元、一通ハ大山と分ちたるものなり、尔来之を珍藏せしに、幸に兵火を免れたるを以て、即ち保存の為め、旧君の家に納む、書ハ齊彬公造士館設立に関する訓示の草稿なりき、

全年三月日(未詳)、居宅を新屋敷通町(旧船手跡)五百六十五番地に求む、竹山正右衛門なるもの、居宅なりき、家宅の価金参百四拾円にして、廣親か部屋を引遷し、或ハ多太彦、稻比古か学務所を新築す、一昨年(の兵燹に罹り、上ノ園の居宅又は田上村の別荘をも焼かれ、家財書籍も多くハ灰燼となり、鎮定の後旧南林寺寺中有馬純彦か宅に、寺師家の家族と俱に混居せしか、漸くにして新居を求めて移転したり、故に日用鍋釜一切、器物も悉く新に購求し、実に新世帯と謂ふべし、家宅・地所買収代金及び家具一切の購入代金を合算して、凡八百円余の費用なりき、有馬の家宅ハ、旧南林寺の別院の跡にして、周囲墳墓地なり、故に八月中旬近地菊地某の宅を、二百十円に買収して転居せり、故父宗十郎の横死後、幼年の純彦・長彦(二男後母方折田家兄弟三人、私学校員に加盟し、肥薩の間に戦死し、家継

の男なし、仍て出て折田家を継けり、殊に老母公の看護も行届かざるを以て、近隣に移転せしめたり、這地一反余を二分して、五畝余は二男多太彦か所有となしたり、新移転の居宅は、甲突川に添ふて眺望最も佳にして、頗る風景に富めり、東は櫻島・高隈の諸岳を望み、南は根占・佐多の海口を一目し、遠きは海間岳、近きは谷山の諸山、西は武村・田上の諸山を望み、北は羈衛山・花尾岳或は城山を背にし、実に山海陸の三景を見る、故に三勝亭と名け、或は開物社内に梅桑の二種を専ら栽培したるか故、梅桑園とも唱へたり、又甲突川の清流を前面南方に帯ふるを以て、隱名を友水と号す、後明治二十三年東京に居住し、麻布区一本松町に寓居す、仍て又孤松と称す、

因、明治九年、郡区を改革し、郡長を置かれたり、尋て公選投票して戸長を置き、町村の唱呼を定め、或は新に町名を設けられたり、一般町名を付するは此時にあり、我居地を新屋敷通町と唱へたり、本年一月一日雪降る、寒威比年より強し、全二日旧城下に於て、鎮台兵乱酔して巡查と大喧嘩を為し、二三時間騒擾を極む、町中半鐘等を鳴らして、比隣

を戒む、其情況出火の如し、鎮台兵百余名、巡查も追々来援、四五十名に及び、一時県下の話柄となれり、

(史伝) 明治十二年四月四日、琉球藩を廢し、沖縄県を置き、藩主に居宅を賜ひ、華族に列せられ、一等官に準せり、尔今清国との間に葛藤を生したり、五十三歳、明治十三年庚辰家居生業に従事したり、此年各県に於て国会設立請願者蜂起す、高知・福岡・岡山・栃木・新潟・福島・千葉等特に盛なり、県地に於ても、二三有志者の凝議あり、予時運の推移に鑒み、其時期を促かすを可とし、有志の決心を慫慂したり、県下に於ては上村精之介・後醍醐院良望及び廣親、谷山郷の厚地某等連署の請願書を、県令の手を経て提出したり、

因、本年一月末、米価低落し、一石代七円五六十銭となり、日を追ふて低落の形況なり、

(史伝) 明治十三年、十一年八月の調査全国人口表発布あり、家数七百三十三万四千〇三軒、人口男女三千三百六十三万三千二百六十人、全寺院の現数七万五千二百五十一ヶ寺なり、

全年十一月七日、高地所受領請願惣代木藤角大夫・伊集院周助・永吉實の三人発足上京せり、十年戦乱後士族の困弊名状し難く、往々途上に食を乞ふに至る、然るも政府の救護至らず、生路の途殆んど絶ゆ、志ある者は百万之か救済の策を講ずるも考案なし、予ハ元来鹿兒島士族の旧所領地制は、他藩の給地制とは其規を同ふせず、然るに故大山綱良県令の時、一般禄制に倣ひ、金禄公債下付の処分に入れは、不当なる理由を認むるを以て、当時大山にも其分解を論せしことありしも、一般の人心ハ他藩の債利に依らず、特に一割利率なるに眩惑して、顧みる者なかりき、依て来歴制規の異同を弁明し、地所々有権の回復を主唱せしに、漸次同意を表する者あり、予及び山田宗一郎・土師庄十郎・木藤角大夫・伊集院周助・永吉實の數氏と、請願惣代を依頼せられたり、仍て易居町霧島神社事務所へ、隔日集会して、請願の事項を議し、県令及政府へ稟申し、其処分を請ひ、尚中央政府に請願する為め、惣代の上京を為すに至れり、

五十四歳、明治十四年辛巳一月十二日、廣親の妻男子を生む、直熊と命名す、後廣影と改む、始ての男孫な

り、此日射弓の祝を催す、尋て病に罹り危く、漸く快全を得たり、

因、全国紙幣の下落に伴ひ金融壅塞し、貴賤頗る窮困したり、米価玄米一石拾壹円四拾七八銭内外に騰貴したり、紙幣と現貨の差は、紙幣を以て現貨を買ふには、紙幣壹円七拾銭乃至八十銭内外を要するに至れり、従て物価高直、人民の困難甚しく、特に県地は十年の戦後瘡痍全く癒へず士族の困弊其極に達したり、

全年二月十四日、所有地権回復請願惣代木藤外二人、東京より帰着せり、昨年上京後惣代等は、県地出身者の援助を求め、或ハ大蔵当局者を説き、願意の理由を申稟せしを以て、政府も全く之を拒斥すること能はず、官吏を派出して、実地情由を探究する事を達せり、三月二十日、大蔵大書記官市川正寧、属官青木咸一外四名来着あり、県庁其他に就き監査せり、予等惣代も出て面談する処あり、十数日にして結了したり、其鑿証は文政年度時の国老、調所笑左衛門藩の財政窮迫に際し、収斂の制度を施行し、旧制を更革すること多し、此時藩令を下し、藩士の所領制を更めて、附与制とな

し、君命を以て与奪する旨を伝へたる藩令を証拠とし、請願を却下するに及べり、畢竟当時君主専制の治下に於ける権柄に屈従したる結果、鹿児島所領高の制を破り、他藩制の給与高と同一の制に改めたり、然るに政府は、元来制度の特異なる素因を確めず、一時の権謀に出てたる文化年度の藩令を援て、終に此の請願を採択する事を為さざりしなり、其後屢々請願する処ありしも、県令渡邊千秋ハ違依して決せず、総代中交々意見に差同あり、徒らに歲月を空過して、其要領を得ず、予再三意見を申べ、処決せんことを促かすも、多数之を容れず、政府は又異地出身者に頼りて、慰諭する処あり、請願人中空想に安んじて、往々約を脱する者あり、事遂に收拾すべからざるを覺りたり、茲に於て予ハ、断然其団結を辞して、其關係を絶てり、尔来在再時日を経過し、何時となく団約解け、終に消滅に帰するに及べり、

因、同年二月十一日、久光公嗣子悦之介(第五子)君逝去せらる、君生来聡慧、人々他日の成器を望ミしか、疾病數月に亘り、終に此の訃音を聞き、皆悼惜せざるはなし、

(史伝)明治十四年二月十九日、支那全權公使穴戸磯帰朝、琉球事件の葛藤起れるに因る、之より琉球と先島諸島とを交換し、支那と調停するの説を伝へたり、

同年八月日(未詳)、長女ツヨを富山県人田中清三郎に嫁す、偶々廣親沖繩県に奉職す、田中も同時全県に奉職せしに仍り、兩夫婦同伴し、三男稻彦(後右田姓を継ぎ、名廣愛と改む)九月渡海す、

五十五歳、明治十五年壬午、此年より一切志を世事に絶ち、専ら筆硯を事とし、或は県下旧私学校員の設立に係る三州舎なるものより、発兌の時事評論の雑誌に寄書して、意思を叙ぶ、又去十年櫻島避乱中、奉命せしことあるも、乱後一家の経営に従事し、余閑なく三四年を過せしも、前年来稍く筆研を事とするに及び、齊彬公御事蹟の編纂に従事したり、又小松帶刀の遺族より、同家系譜取調上申を作らんことを依頼せらる、祖先禰占丹波栢樹並杉栽培等の件なり、

同年一月三日、田中清三郎・於つよ并稻彦琉球より帰着したり、

因、明治十五年一月九日、県地雪る地上一寸計積れ

り、当時米価一石五円内外なり、衆民困窮す、

又本県医学校並病院を旧厩跡に創建す、一月卅日落成式を行ふ、建築費老万五千円東本願寺よりの寄附なり、十年戦乱後各宗競て布教を為す、殊に真宗最も帰依多し、従前全宗ハ国内禁止の習慣なりしに、布教後士民の帰嚮最も盛にして、島津家門葉の人々に至る迄惑溺し、後にハ郷党比隣相強請し、帰宗せざるものハ、殆んど親族夫婦の縁を絶つの現状を呈したり、

同年一月廿五日、照國神社再建正遷宮式を執行せられたり、旧殿ハ去十年の兵火に罹りしを以て、再建なり、宮殿の費凡七千円、余島津家よりの出費なり、去る十年九月、兵燹後御神主は鶴ヶ峰神社に御合祀なりしを、豎山八郎・山内賢介等主任となり、県内士民に募金し、五千余円に及び、神殿のミ建築せしも、拜殿其外は費金欠乏して中止したり、然るを兩邸担当せられ、拜殿・社務所其他再建せられたり、畢竟費金の乏しきハ、兵火後一般困窮せるか故なり、

市來四郎君自叙伝（附録）十四

同年二月一日、島津家家令東郷重持より、順聖公御言行録編集方御依頼の趣を伝承す、是より先き一月初めより編集に従事し、脱稿の分十五冊に及ぶ、漸次新聞上に掲載し、遺勲追崇の心得なりしが、偶々島津家の囑託に遇ふ、依て之を奉呈す、実に奇遇と云ふへし、本日直に照國神社に参拝して、恩遇を祈り、社務所にて島津珍彦殿（珍彦殿ハ久光公第三子にて、重富の旧領主なり、内室ハ順聖公第三女典姫君なり）へ面晤す、又久光・忠義両公の厚き思召の趣親しく承り、深く感激し、晩生一意奉命の爲め、斃れんことを期しぬ、珍彦殿より、翌十六年忠義公帰県、親しく照國神社別格官幣社に列せられたる祭典、御執行の筈なれば、御言行録の編集は、分ての御趣意なりとも伝へらる、尔今昼夜余事を顧ミす従事したり、

五十六歳、明治十六年癸未、本年は専ら島津家囑託の家記編集に従事せり、

同年、一月二十一日、廣寶及び於ツヨ東京へ発船、同二十八日安着す、前八月田中東京に出て、大蔵省に奉

職す、依てツヨ上京、廣寶は二月二十四日より陸軍教導団に入學す、

因、本年琉球館跡に造演館を創建し、文武を講修す、文学教師久木山泰蔵・武事教長能勢龍五郎父子・菓丸市之丞等なり、此経費は警察局員中の課出に係れりと云ふ、今般宮内省より金參百円を下賜せられ、各県皆な同様の設ありと、東京にてハ赤坂離宮の副地に、濟寧館を設けられたり、又華族会館中にも設けたりとぞ、聊か復旧の姿なり、維新後開化文明の説起りてより、固有の武芸と和漢学は廢絶に垂々たりしに、茲に至りて稍々復旧の形勢あり、何等の廟議に出でたるや、巷説に国会云々よりのことなりしとも云ふ、

本年二月七日より八日に至り、東京大雪、地上三尺余、矮屋之か為めに倒れたる者多し、途上往來止る、六十年來の大雪なりと伝ふ、県地に於てハ六月二十五六日より、暑氣漸く昇り、七月廿日頃に至り益々甚たし、雨なきこと凡そ五十余日、全国同様なりしと云ふ、

本年兌換制の励行あり、一般經濟上の情況非常に困

頓し、金融閉塞前代未聞にして、全国破産者夥し、同年九月一日、実兄宗道君、午後九時三十分逝去せられたる報知、二日午前十時隈岡長道より電報に接す、年齒六十歳、青山墓地へ埋葬せらる嘖悲ひ哉、君去明治八年、官命にて上京、以降星霜九年、終に生前の温容を見ひす、病症胃弱なりしとぞ、別離の情慙た深し、默念遙に幽魂を弔ふ、宗徳及び姉君へ弔問を發し、尚ほ一族へ通信して追慕の情を叙ふ、

五十七歳、明治十七年甲申、本年中専ら御家記編集に従事せり、

因、本年二月中旬、県地米価玄米一石代四円八拾錢内外、上白米一升代五錢二厘内外なり、旧臘ハ一石代四円二三拾錢内外、諸郷にては參円四五拾錢内外なり、従て物価下落、貧富とも金融不通に苦むこと前代未聞、全国一般のことなりとぞ、県地総て租納に苦み、公売処分になりしもの許多あり、之を維新以来の慘状とす、

東京通信社主藤田一郎、首唱の土地抵当銀行設立を廣告す、設立請願書は、去年十二月太政官へ呈し、本年十月を期して設立云々との旨趣、宗徳より通報あり、

本件は去十五年来の発企に係り、宗徳ハ藤田一郎・菊地虎太郎等と図り、勤農義社を設立し、全国に広告する処ありしか、遂に組織を更て銀行と為したるなり、

因、明治十七年二月二十四日、鹿兒島雪る、地上一寸許り積る、現今下町に象獸を連れ来り、見せ物とす、見物人夥し、鹿兒島に初て来る支那人か、持渡れるものなりと云ふ、一人の見料一錢、小児は五厘、大利を得たりとぞ、

五十八歳、明治十八年乙酉二月日(未詳)、予東京に出て宗道君の墓前に詣す、宗徳及び姉君に久瀾の情を叙ふ、清三郎・ツヨ・廣寶に面したり、又島津家家令東郷重持に会し、島津家国事執掌録編纂の件を談し、岩下方平・伊知地貞馨・黒田清綱・内田政風の諸氏に会談し、編集事件を懇議したり、五月に至り帰県す、

全年十月十五日、島津家家記編集方の囑託を受け、十九日より豊民館跡に編輯所を創建す、廿日照國神社へ参拝奉告す、尋て玉里邸に出頭、久光公へ拜謁、尊命拝承の旨を上申し、種々訓示を賜ふ、之より編輯所に毎勤し、写字生数人を雇用し、孜々編録に従事す、

因、昨年来全国金融壅塞、上下困弊を極む、減租請

願各県に起り、三月比に至り、本県も又之を主唱する者多く、地租改正条例に則り、本年より百分の一半、或は百分一に減縮あらんことを請願せんとするに至れり、板垣退介其他連名、減租の建言を奉る、地租改正又は減租云々の詔に則り、立論したり、本年一月太政官に呈したりと、採用の可否を知らず、果して否とするならむと伝説す、民間之を冀望する者続々たり、建言書の写は熊本人末岡武足か送れる者なり、

本県各郷に公売処分よりして、生計立ち難く、各所に流離するもの多し、山川郷の如きは、過日三十六戸一時に種子島に流転し、夫よりして五六戸、八九戸つゝ、転廢、八九十戸に及びたりとぞ、谷山郷其他も多数流離、其數凡百余戸に及び、各郷皆同様実に慘況を極む、鹿兒島のミならず、各郷納租の督促酷しきよりして、土地の没収を冀望する者続々たり、政府も頗る困却せりと云ふ、之に反して東京ハ現今角力大に流行し、顯要の官吏之に耽溺する者多く、間々之れか為め醜体を極むるものあり、又当春濱離宮に於て、天覽在せられたるより、一般の嗜好風を

為し、角力の輩時を得て東京に蟻集し、相撲道の盛況を極めたりとそ、又鹿兒島庁下の士族中、老幼の輩に旧時の士踊の歌大に流行し、過日島津家邸に於て、座拍子の催ありき、東国の角力西国の士踊と並唱せり、威な旧守頑愚の輩主となり、幼年者を煽動して、此風を為せり、少壯の輩に至ては物笑とす、島津家又は県令辺にても人氣に投し、初めハ主張せしも、友人久木山泰蔵の所論、或ハ忠義公に諷諫し奉りてより、興行稍々熄ミたるか如し、初めハ照國神社正遷式の際興行せんとて、庁下士族田中利右衛門の一輩、島津家及び県令へ勧め、稍々行ハれんとせしなり、久木山嘆息して、或日親しく島津邸に出て、齊彬公御在世中、士踊ハ御覽在せられず、曾て藩老より士踊の催を申立てたるときに、公の曰く、士の踊とハ何事ぞ、古ハ兎もあれ、今は調練の道も開けたる時代なり、踊に託して軍陳の下馴を為すに及はず、況や其事浮華淫靡聞くに堪へざるをやとの事よりして、御相統後先規の興行を熄められたり、其事を以て公の尊靈喜ひ玉はさるへしと、諷諫し奉られしとなむ、斯る上下困難の世に、遊戯三昧は全

く迂愚輩の謬見ならむ、四月末に至て、米価漸く上騰、玄米壹石六円三四十錢、諸物も從て騰貴す、

五十九歳、明治十九年丙戌三月日（未詳）、忠義・忠濟二公、汽船豊瑞丸にて琉球及大島諸島を漫遊せらるゝことあり、予も随行す、専ら琉球に関する史料を蒐集す、嶋津家の漫遊ハ、同島嶋津家へ所属以来、初めての事なりし故、該地上下官民歡迎最も鄭重なり、居る事凡そ十日間、帰航中大島各所に寄港し、口之永良部嶋にも碇泊巡航せられ、五月鹿兒島に帰着したり、旅行日記ハ別に載す、

予ハ去安政四年、齊彬公の内命を奉し、琉球に渡海し、同嶋滯泊の仏国人と軍艦購入等の件を協定し、其実行を俟ちつゝある間に、翌五年八月同公薨去あり、中途帰藩を命せられ、同年十一月空しく該地を去りし以来、三十一年目にして、再び該地に渡海し、既往の來歴を顧み、軼た感慨に堪へざるなり、特に今回渡海の目的ハ、齊彬公御事蹟取調の史料蒐集の命を帶ふ、事々物々旧跡を尋ね往事を思ふ、追想益々感慨を深ふせり、六十歳、明治二十年丁亥、本年中専ら嶋津家の編纂に従事す、此間編録脱了の分ハ、二三冊宛を一括して久

光公の御覽に供ふ、公は一々検覽あらせられ、誤謬を訂正し、冗文贅語を削補し、親ら朱墨を以て記入あり、或ハ邸に召し、親しく事実を語り玉ひ、或ハ手許保蔵の書翰、日乗の類を下付せられたり、次て忠義公の檢覽に供ふ、公又記憶し給へる事項あれハ、紙捻を挿入して、之を記標とし、他日子の参謁を為せし際に、細かに説示を与へ給へり、予も知遇に感し、昼夜を措かず老眼時に眩むことあれバ、机側に水盤を置き、左手眼を蘸し、右手筆墨を執りて従事したり、数名の筆生も夙出晚退之を嚴督しぬ、編録の御家記ハ、久光公旧邦秘録と名付けられ、自書して名箋を下付せらる、同年十二月六日、久光公薨去在せらる、県地上下の士民、哀慕限なし、御歳七十一歳、公数旬前熱病を煩ハる、一旦快癒に赴かれしも、再発大患に陥られ、虚脱終に起たれず、悲哉、

予は嶋津家記の編録を奉命せし以降、事々公の直命を承け、日々の筆を執りしを以て、公の遠逝は殆んと耳目の感を喪ふに等し、失意茫然たること数日に亘れり、安政年間公兄齊彬公の内命を奉し、琉球に渡海し、漸く公命の実行に着手し際、卒然薨逝の報に接し、前

途の事業中廢を思念し、失意茫然たりしことありし時に於けると、前後同一の境遇に立ち、特に悲痛哀惜に堪へさりしなり、

因、朝廷積年の勲功を思召され、前左大臣の位格を以て国葬を賜はり、十二月十八日、旧福昌寺の先塋に葬らる、県地所在の士民參集奉葬したり、

六十一歳、明治二十一年戊子、忠義公・忠濟公より島津家御家記編録の事ハ、前久光公御在世時の如く、従事勉勵すへき旨を承命し、一層感激其業を励みたり、三月両公前久光公に国葬を賜ひたる御礼として、上京にせらる、予も随行を命せらる、同月東京に着、朔宗徳の家宅に止宿す、在京中日々島津家御縁族及び伊達宗城・松平春嶽諸公、其他御先代以来内外事項に關連にせられたる各華族方を訪問し、前久光公の近世歴史編録に係る御意見を申述し、島津家記の編集に従事する顛末を説き、生存の方へハ事実の有無、眞仮を糺し、又ハ所蔵の文書類を借覽謄写しぬ、訪問の際は、家令東郷重持・朔宗徳を同行し、日々各家を回訪し、夜中ハ筆生兩三人を雇ひ、謄写に従事し、一日も寸暇なかりき、宗徳ハ又答問應對の事項を筆記し、之を記

録に保存し、或ハ日々回問の顛末談話を詳録して、一
の報告書を作り、両公に奉呈したり、

予ハ前久光公御生存中、時々伺候の際親しく拝聴した
る古今の時態・人情・風紀・政治・教育の事項を筆記
し、数冊と為して保蔵せり、之を尊話録と名け、両公
に奉呈したり、両公深く喜び給ひ、尚ほ両公にも記憶
せられたる事項あり、併せて之を編録する事を命せら
る、予感喜に堪へず、宗徳と俱に増補削正して、二巻
と為し、久光公親話記と名称し両公に呈す、偶々久光
公生前国事に就ての談事を、聞召され度御意を奉せら
る、即ち此巻を高崎正風氏に示し給ふ、氏閲読深く前
公の卓識高見に服せられ、元勲の遺訓埋蔵し去るを遺
憾とし、天覧に供へ奉らんことを申へらる、両公又た
感激あり、高崎氏幹旋内命を承けられ、両公参内の際
奉呈在せらる、尋て前公の遺意に基き、政務の要件数
条を建言あり、其建言書案ハ、予及び宗徳に命せらる、
仍て日夜考査立案して之を呈す、後日県地出身老輩に
も示され、警告せられたる事あり、此間予及宗徳にも
屢々両公の命示を承け、会談の席に列したり、
又孝明天皇の御宇、齊彬公久光公に賜ひたる御製宸翰

数通あり、前年久光公薨去の際、吉井友實・高崎正風両
氏に内示せられたることあり、両氏深く先帝の殊遇、前
公の忠誠を感戴せられ、帰京の上諮らる所あり、御製宸
翰天覧に入らるへき旨、吉井より予及び家令東郷重持
へ伝へ来る、仍て両公今回奉持上京あり、一夕県地出
身の老輩黒田清隆・西郷従道・松方正義・大山巖・吉
井其他数氏を、櫻田の邸に招かれ内示あり、諸氏も始
て見聞して、感激転た深し、仍て予及び宗徳に上奏案
文を命せられ、翌日両公参内上覧に供せらる、御止め
置かせらるゝこと、凡一ヶ月余にして、御下戻在せら
る、伝聞する処に依れハ、皆模写して御保蔵在せられ
たりといふ、写者ハ子爵長谷信篤氏にして、御次之間
にをいて奉写されたりとなむ、

同年七月十日、嘉永癸丑以来、廢藩置県に至る国事軌
掌の事実取調べ奉呈すへきの命を奉せられ、補助とし
て三ヶ年間老千円つゝを下賜せらる、同時に毛利・山
内・徳川（水戸）の四家同一なり、是れ曩に御製宸翰の
天覧在せられ、前久光公の近世歴史編述を以て、一分
の奉公と心得、尸位素餐の責を塞くべしとの意見を聞
召されたる、深き御思召に出てたりと奉承せり、予又

予め、吉井氏等に就き、屢々前公の意思を陳弁し、其實行を期せんことを論し、独り島津家に限らず、普く各家主に御沙汰あらんことを切願したり、遂に四家の特命下るに至れるなり、其間専ら吉井氏の斡旋を多しとす、此事積年の志望なりしに係り、宗徳と俱に祝盃を挙て喜を叙ふ、

同年七月十五日、予・宗徳・東郷氏麴町区富士見町岩倉公事蹟取調所にて、毛利・山内・徳川三家の家令扶及ひ編集員十数氏と俱に、三條實美公に謁し、今回四家へ御沙汰の件に付上言し、同公より取調上に関して、訓示せらる所あり、了て四家の人々別室に会し、取調上の協議を尽す、予ハ総裁の方を仰き、各家区々に流れさらんことを陳べ、三條公を推戴の意見を提議す、諸氏皆な之に同せらる、仍て予め合議件三条を示す、一、貴頭の方を仰き、編集事件の総裁を願ふ事、二、各家気脈を通し、兼て材料交換を便ならしむる為め、交詢会を設くる事、三、編纂の体裁を一定し、各家区々に流れしめさることと協議の上、更に会同協定すへしと約したり、是後日史談会設立の本源となれり、同年七月十六日、予・宗徳・東郷重持、三條實美公に就

て、宮内省違命の次第、并に島津家の分は、弘化元年三月、琉球へ異船渡来、外国人在住云々の事蹟に遡りて、取調上申すべきことを申述し、同公の聞置を願置きたり、仍て島津家の分ハ、尔他諸家と別に於て、九年間遡り取調ふる事と決定しぬ、

同年七月三十日、予宗徳同伴、島津邸に出つ、宗徳頃日來の骨折を謝せられ、金品を贈らる、又編集方に就て、予の補助として担当を託せらる、当日家令より宗徳へ渡されたる書面は左の如し、

旧邦秘録編纂之儀、正二位公厚き思召を以、市來四郎へ編纂被命、故従一位公御親く御校閲、御添削も被成下候ものに有之、然る処今般宮内省より、嘉永癸丑以來明治辛未に至る迄、御国事上御執掌之事蹟編製奉呈之特命御拝承被成、誠に御家之御名譽、加之御国家之為め、重大之事にも有之候間、貴殿御務中御迷惑とハ存候得共、前述之次第輕からざる訳に付、御勤務余暇を以て、右編集は勿論、材料収集其他編集事件に関する用件一切、担当御従事被下候様、自然帰臬之上、猶又以御書面可及御依頼候得共、先ハ不取敢拙者より此段及御依頼候也、

市來四郎君自叙伝(附録) 十五

別紙の依頼あり、宗徳の宅に仮編集所を設け、二三人の写字生を雇入れ、諸家より借覧の史料を謄写せしめたり、又宗徳ハ勤務の傍、諸家及旧老先輩の方を回訪し、事実を問ひ、書類を蒐集し、或は島津家の郵務を補佐し、殆んど寧日なし、

同年八月五日、予宗徳同伴赤坂仮皇居内官宅に、徳大寺實則公を候す、予ハ前久光公御生前に於て、維新歴史の編纂を主要となされ、先づ一家の編録より始むへしとて、去十八年以降予に担当を命せられたる顛末を詳述し、公か宮・公卿・諸侯方との往復書翰の写及び公の事蹟・親話記数冊を呈して、閲覧を冀ひたり、又弘く諸家へ、四家同一の御達命あらせられしことを申べ、併せて松平容保君(旧金津)保蔵の宸翰類、天覧にせられんことを請願したり、同公諾し給ひぬ、後日松平家へ天覧の御沙汰ありたり、

同年八月二十三日、鹿兒島に帰着、島津両家に候し、在京中奔走の趣を上申す、両公嘉せられ、県地編集方更に拡張を命せられたり、

同年九月日、宮内省奉命の書類取調の件ハ、岩倉・三條両公事蹟取調と俱に、宮内書記官足立正聲氏の担当に属せられたる旨を、宗徳より通信あり、仍て両島津家へも其旨を上申したり、

県地島津家編輯所は、漸次事業の拡張を為し、筆生を増員し、弘く県地所在を搜索し、旧古経歴の人物を訪問し、或ハ遺族に就て書類を収集したるより、日々集り来るもの數百若干に上れり、依て孜孜督励謄写を為し、頗る編輯の業務を補成したり、

又宗徳は東京編輯出張所を主管し、數人の写生を雇用し、旧公卿・大名諸家より県地出身者ハ論なく、弘く旧功閱歴ある人々を回訪して、所蔵の文書類を借覧し、其重要なものハ借写し、或ハ親しく生存者又ハ遺族に就て事実を探聞し、之を筆記して書類の不足を補ひ、月々事業の成績を報告すると同時に、其収集の文書を県地に回送したり、又帝国大学編年史編纂掛・三條岩倉両公事蹟取調掛に就き、文書を閲覧借写したるもあり、一個人の所蔵書類に就ては枚挙に違なし、或ハ時々回訪して、文書を借覧し、又は事実の親話ありたるは、松平慶永・嵯峨實愛・伊達宗城・西四辻公業・池

田茂政・稲葉正邦・藤堂高猷・宗重正・松平容保・成瀬正肥の旧歴ある方々を始め、今代家主の方々も縁を求め、伝を請ふて往訪したり、其他勝安房・辻維嶽等の旧藩臣にして、国事に勤勞ありたる人々は、殆んど漏すなく回訪して、文書を借覽し、又は経歴を親問し、一々之を筆記して回付したり、茲に於て島津家御事蹟の編録、漸く緒に就き、文書の類集着々成り、大に其規模を張るに至れり、宗徳の心勞頗る多しとす、

六十二歳、明治二十二年己丑二月三日、上京す、廣寶を同伴し、宗徳の宅に寓す、島津両公憲法發布式参列の爲め、上京在せらるゝに仍り、随行を命せられたるなり、途中神戸より両公の内命を含み、京都に入り、久邇宮邸に参候す、朝彦親王殿下に謁し、両公の伝命を奉申し、今日の際殿下の御東上を勧め奉る、殿下御採容在せられ、来七日を期して、御東上の御内命を拝す、依て陸路出發、此日着京せり、両公は去一日に海路御上京なりき、

因、旧臘以来憲法制定の事は、国家の一大大事にして、上下官民の差別なく、其真相を聞かんことを切望せしなり、特に島津公には、父祖以来国家の重任

を荷ハレ、故久光公には台閣樞要の位職に當らせられたるより、平生深く国家先途の情勢を、憂念あらせられたることあり、両公にも親しく朝家の尊立、国家の根基、臣民の安康に就て顧慮せられたり、故に、憲法制定の議あるを聞せらるゝや、県地出身者を会して、交々意見を徵せられ、或は時局に對して上書を捧げられ、又は同族有志の方々と意見を交換せられたることあり、尚ほ京地の事情ハ、宗徳より家職或は予を介して、時々申報したり、就中県地出身者中寺島宗則・岩下方平の諸氏に就き、当務の意見を諮詢し、或は憲法の意義に關して、説解意見書を作り、閱覽に供へしことあり、公頗る心慮に留めらる、然のミならず、憲法發布は国家の重典にして、将来治乱の本原に係るを以て、万一啓沃の道あれハ、一己の誠款を表せんとして、今回の御上京にハ及はせられたり、故に予にも微力を致し、万分一の補功を期すへしとの厚命を賜はり、尚ほ且京都に上り、宮殿下の御東上を勧め奉らしめられたるなり、

予上京するや、宗徳と俱に寺島氏を訪ひ、憲法の意義に關して、數回問答する処あり、彼我通徹せざる

所あれハ、之を討駁したり、寺島氏も往々予等の意見に同賛せらるゝ所ありしも、枢密院会議の情況を述へられ、既に時期の及はざるを諭されたり、依て其旨を復命せしに、両公にハ更に県地出身元老の人々を請せられ、親しく御上京の意思を伝へさせられ、尚ほ現在将来の措置に就て諮詢せらるゝ、諸氏も深く公の誠意に服せられたりとぞ、公ハ又他日御参内の際、上京の趣旨を上奏せられたりと聞ゆ、

憲法発布の後、両公ハ櫻田邸に徳川(家達)・伊達(宗城)・松平(慶永)・池田(章政)の方々を招請あらせられ、同族中当務に処するの事を語らせらるゝ、予及び宗徳席に陪せり、後日大崎村の家邸に、徳川・伊達・池田・島津(忠亮)の方々会合せられ、寺島氏憲法の解義あり、家令・予及び宗徳陪侍したり、

全年三月十六日、廣實・廣愛同伴して、帰県の途に就く、京都に数泊し久邇宮邸に候し、京地の事情を言上し、御懇辞を拜す、名跡を巡覽し、神戸に下り、数日の後着県せり、

在京中日々在京諸家に就き、文書を収集し、特に大久保利通氏の遺書を閲覽せんことを遺族に求め、廣實外

数人の写生を雇ひ、書類を類別整理せしめたり、其内幾百許を借写したり、皆貴重の史料なり、後年大久保の家宅自火を發し、家財と俱に残余の文書拏て烏有に帰せり、寔に惜むへし、幸に戊辰前年に係る分ハ、予の借覽中に係り、県地に携行しありしを以て、災厄を免かれ、同家の遺宝として今に保存せられしハ、幸なりとす、又在京中三條・岩倉兩公事蹟取調掛員多田好問・山本復一・城多董の諸氏と相会し、近世国史の編述を要務とするの議を為したり、予ハ又故久光公の御遺旨を体し、華族諸家の分任として、各自一藩一家の事蹟を編録し、他日国家の爲め国史編述の史料に供するの必要を叙し、一般華族諸家へ、四家同一の達命あらんことを請願し、延て帝室に於て一の編集局を設けられ、華族諸家を統一して、其事業を監理せらるゝの急務なるを論議し、清岡公張氏に頼り、以上の趣旨を三條公に上言したり、公賛同の意を伝させらるゝ、又土方久元氏に陳弁する処あり、其他交々元老諸氏を勧説し、頗る賛同を博したり、尔後世上に編史の必要を唱道するの傾を為し、漸く一般の風潮を促すに及へり、

同年三月二十五日、東京星ヶ岡茶寮に於て、予兩回上

京の際、多田・山本・城多諸氏と議したる旨意に基き、華族諸家の間に、史料交換事実討詢の目的を以て、史談会なる一会を設くることを協議し、左の規約を定めたることを、宗徳より通知したり、此事ハ予か積日の志望にして、華族諸家に於て各々家記の編録を爲し、弘く各家の間に通信して、交互の便宜を図り、偏見を去り、妄説を慎み、事実を正確にして、一定の体裁を以て、編纂することを期すへきを以て、後來頗る有望なるを覚へて、満足を表したり、

此事茲に至りしハ、全く宗徳の主唱誘導に成りしなり、当日出会の各家ハ、島津・毛利・徳川（水戸）・山内四家の令扶、及び編集担当者、及び三條・岩倉両公事蹟取調掛員等十六人に上りたりとぞ、会約及び申合せハ左の如し、

会約

一 本会会名を史談会と称する事、

一 会日を毎月十五日と定め、午后三時より星ヶ岡茶寮へ来集の事、

但十五日土曜日・日曜日に当るときハ、金曜日に

繰上る事、

又定会日の外、臨時会を開くこともあるへし、

一 会務を綜理する爲め、諸家に於て交番従事する事、

一 来会人員ハ、毎月十二日中当番へ報知すへき事、

一 会費ハ毎会各自金五拾錢持参の事、

付来会員車夫弁当ハ自弁の事、

但過不過ハ次会精算の事、

一 維新前後国事に尽力せる松平・淺野・阿部等、其

他諸家にて加入を申込ときハ、會員承諾の上取扱の事、

但新聞記者又ハ雑誌等に従事せる者ハ、加入を許

さざる事、

一 維新前後国事に執掌せられたる諸先生方ハ、時宜に依り招待することあるへし、

以上

全年五月十日、宮内省より中山忠能公事蹟取調の達命あり、竹屋光照・小西有勲の両氏担当なり、尋て両氏も史談会に加入せられたる旨、宗徳より報知あり、漸次編史の必要を認めらるゝに及びたるを喜ひたり、是より毎月定日に開会し、年を追て加入の諸家も加はり、今日に至れり、

全年五六月比、県下政派の分離あり、遂に煩累を島津家に及ぼさんとするの憂あり、元来県下ハ明治十四年の比ヨリ、郷友会なるものを組織し、在京出身の文武諸官吏より、県下大小の官吏・公吏・警察吏其他民間の有志者を包羅し、教育授産を標榜し、資金を官民間に募り、学校を設け、拓地を経営し、一時の勢潮頗る盛にして、県吏員の如き殆んど鼻息を窺ふの情勢なりき、故に県下士民も争ふて会員となり、或ハ其勢威を藉りて己の身位を保たんとし、或ハ其庇蔭に頼りて、衣食の道を、求むるものあり、殆んど一時の風潮は、郷友会員に非されは、人に非らずと、謂ふの情勢なりき、為めに私情私隙の為め、相拒まれたる輩の外、更に違拒するものなかりしか、憲法発布に及んで、政熱漸次に勃興し、為に急進保守の風潮を促かし、延て勢力競争の余燬を煽起し、互に睨眄の姿を為せり、六月に至り県下有志者團結して、同志会なる政社を組織し、其発会式を挙げるに及び、論争の結果分裂して、急進気鋭の一派ハ、同志会と称し、保守漸進の一派ハ公正派と称して対立し、彼此の紛争益々募り、平生の交友將に讎敵も畜ならざるの情勢となれり、故に互に自己

の党援を強ふせんとし、公私混乱、讒誣譏傷至らざる所なし、茲に於て公正派の一派ハ、多く島津家の家職に関連ある者あるより、暗に島津公を擁立して、其庇護に依り、県下の人心を収攬して、反対派を圧迫せんと、頻りに相接近せんことを規画するの傾あり、予を始め中立無偏の輩に於てハ、島津家が政党の洋過中に投せられ、旧臣に對し愛憎の念を抱かるゝの不可なるを見て、務めて之を排除せんことを主唱し、或は公に直言して、彼我の志情を發き、或は家職に忠告して、其請望を斥くることを計れり、彼我の中間に立ち、兩派の刺撃に當り、威迫誘惑に動かす、断乎として中正を守り、方向を誤らざりしハ、頗る心衷を苦めたり、又宗徳に県地の情況を報して、在京元老諸氏に説かしめ、一ハ彼我偏向の意思を絶たしめ、一ハ島津家に對して、確立不偏の感念を抱かしめんことを注意したり、宗徳は日々各元老諸氏を回訪し、県地の事情と当今の情勢を論じ、島津家ハ決して政党者流に倣ひ、党争に關係なく、不偏不党の位置に立たせられんことを陳弁したり、諸氏も皆之に贊同せられ、予等の意見自ら重を加へり、宗徳ハ時々諸氏の意見を県地に通知し、県

地の情勢を伝ふること、せり、予ハ又家職二三者と協議して、一々其報告を公に申供して、時局の実況を上申せり、公之を嘉納せられたるを以て、島津家を擁立せんと希望ハ、自ら挫折して、遂に行ハれざるに帰せり、実に此間の苦心想像に余あり、宗徳の尽力預て効多しとす、

尔今県下の政況は、議會開会と伴ひ、益々軋轢を生し、年月を追ひ激甚となり、父子・兄弟・夫婦の情義を傷め、公私大小を論せず、黑白の争競を生し、同志会派を民党、公正派を吏党と称して互に誣譏し、甚しきハ民党橋・吏党道と區別し、同一の道路に橋梁を二架し、道路を分岐し、或は宿舍を區別し、商売物品を売るに自己の偏信する処に限り交通し、一時県地の情態ハ暗黒裡に墮落したるの現状を呈せり、万一此際島津家にして、政党政社の煩累ありとせハ、其結果必らず言ふ可からざるものあらん、実に時々回想して慄然たるを覚へたり、尔今年月を追ひ、両者競争に疲れ、多少昨非を覚りしも、未だ釈然たらず、稍く二十七八年、日清交戦の場合全国一致の氣運に至て、融和一致するに及べり、

市來四郎君自叙伝(附録) 十六

又此間条約改正の論議起れり、時の内閣總理大臣黒田清隆氏、大隈重信氏を引て、外務に当らしむ、大隈氏剛性の英氣を以て、条約改正の談判を開始し、前回伊藤博文・井上馨両氏の軟柔政略の跡を承け、頗る強硬の体態を以て朝野を震揺す、氏の改正条件中、外国法官採用の条件を提議するを非難し、朝野有志の反対を招けり、全国贊否の声交々起り、物議騒然たり、當時人心の激情太甚しく、延て政党政派の争議となり、機宜頗る穩ならず、島津公にも其情況を聴聞せられ、国家の先途を憂らる、予も又時態の軽からざるを察し、宗徳に牒して、其実情を報せしめ、以て公に申供する処あり、宗徳は寺島宗則・海江田信義・勝安房・島尾小彌太・柳原前光諸氏の間を奔走し、交互の意見を交換し、或は其是非を論し、緩急を評し、以て飽迄も非理不当の条件を排斥せんことを務めたり、特に寺島氏の教導を承け、海江田氏に代り政務の意見を草し、元老諸氏の間を勸説すること、日夜に亘れり、其間日として、諸氏の意見内閣の動靜民間の実情を報せざるは

なし、為めに上国の事情判明し、大に言議の要領を得たり、特に総理黒田氏は、具地出身の先輩なり、島津家に於ては、情義上公然疎隔の体態を取るを難す、然れども当時条約改正の論議に至ては、世論の非難亦理なしとせず、軽々しく賛同の意を表するを得ず、其間に処してハ、頗る苦悶を感じ、十月十八日、大隈氏の遭難あり、時局一変し、黒田氏総理辞任の萌ありて、善後の政策に關して内外志士の論議盛なり、是より先宗徳ハ、寺島・海江田・岩下諸氏の間を奔走して其情況を報し、此際上下の危懼内外の不安あり、人心稍々紛囂を醸すに至れば、実に国家の安危に係るを以て、島津公には上京天機を伺せられ、尚具地出身者に親しく所思を伝られ、又弘く同族方ハ、論なく要路の諸氏にも面議ありて、時局の処理あらん事を建議す、公又嘉納あり、先つ家職をして上京親しく事情を視察し、先輩諸氏の意見を徹せしめられ、尋て公も上京在せられんとの事に決して、家令東郷氏のの上京あり、予も又先發上京を命せられ、先輩諸氏に面して、親しく公の上京、国事斡旋の志望を抱せらるゝ主旨を陳弁して、其時を待つへしとの内意を伝られ、十一月四日着京し

宗徳の宅に寓し、日夜に同伴奔走したり、

同年七月一日、徳川家達・淺野長勲・徳川義禮・松平茂昭・松平容大・松平定教の方へ、嘉永癸丑以來明治辛未に至るまで、各藩に於て国事并に時運に關する文書類、当時秘密に属するものも、取捨なく其俛取束差出すべしとの旨、御沙汰ありたりと、宗徳より報知あり、此事たるや、昨二十一年島津家始め四家へ、旧藩始末取調差出べしとの達命ありしに仍りてハ、弘く各家に亘り詳密の調査を要するを以て、当時土方宮内大臣・吉井次官に就き、尚ほ当時関連ありたる諸家にも、同一の達命あらんことを建言し、特に戊辰前後の事蹟に就ては、当時反対の側に立てる諸家に就き、文書を交換するの必要あるを以て、種々其事由を諸家の家主方、又は家職の人に陳弁して促かす処あり、尔来宗徳ハ三條・岩倉両公事蹟取調掛員の人々と協力し、種々斡旋する処ありしか、遂に本月に至り、此達命ありたり、近世歴史編録の事業に就て、一成功なりと謂ふべし、是より各家一家の記録を編述するの必要を認むるの風潮を為し、史談の為め頗る便宜を感じるに至れり、同年十月八日、忠義公・忠濟公着京在せらるゝ、予宗徳

と俱に両公へ、現時の事情を申供し、諸大家諸氏の意見を陳べ、寺島・海江田・吉田清成諸氏より親しく条約改正の経過を陳述せらる、尙將來の措置を言議あり、両公も時局の容易ならざるを鑒みられ、時局に対する建議を、三條臨時總理大臣に提出せられたり、其建議書は宗徳に命せられ、海江田氏意見を添られたりといふ、

全月十九日、公参内謁見を賜はる、時事十ヶ条の奉書及び三條公へ提出あらせられたる建議書を捧らる、尙同族の方及び在官老輩の方々に会談、今回上京建言あらせられたる、顛末及び時務の要旨を悉されんと志望を以て、日々袖ヶ崎邸に招請あり、其方々は三條・岩倉・九條・徳川・毛利の五公及び柳原前光・淺野長勲・蜂須賀茂韶・池田章政・松平茂昭・伊達宗城・東久世通禧・佐々木高行・副島種臣の方々にして、県地出身者ハ、黒田清隆氏の外概ね参会あり、公は親しく今回上京の趣旨を陳させられ、国家の爲め協力を希はれ、了て懇待せらる、又公は勝安房氏を自邸に訪ハせられ、時事を諮問あり、此際予及び宗徳は、毎回陪侍し、或は説明し、或は議論したり、又家令東郷氏と同

伴松平慶永公に謁し近日の情状を申す、公も島津公の誠意を深く歎賞ありたり、又此時久邇宮殿下御上京在せらる、予・宗徳参候、島津公御尽力の顛末を奉申し、種々御懇示を賜はりぬ、此間高崎正風氏専ら幹旋を与へられたり、

全十二月四日、袖ヶ崎邸に徳大寺侍従長・土方宮内大臣・島津忠亮君を招請せられ、公今回上奏に係れる意見、又歴史編纂局設立の建議に係り、懇談を悉させらる、予本日病むて出でず、宗徳陪席して県地編集事業の成績を陳し、来年に及んで其事業を東京に移し大成するの見込なることを申す、土方氏も頗る其成功を贊賞あり、後日予ハ宗徳同伴土方氏を訪ひ、編集事業の経過を談し、併せて教育制に係る意見の問答を爲せり、同氏頗る同感を表せらる、又品川彌二郎氏を訪ひ、編集局設立の議を陳述せり、氏深く同情を表せらる、他日に至り宮内省に建議に及はれたりと聞けり、

全月十七日、島津公参内謁見を賜はり、頃日来上京時事に係る上奏在せられたる忠誠を賞せられ、左の御沙汰在せられたりと奉承す、

時事を憂慮し、上京献言之衷情奇特之事に候、猶今

後考案も有之候ハ、時々申出つべし、公御上京以來、予・宗徳ハ始終内命に依り、奔走斡旋する処ありたり、帰県に臨んで、今回の奉命在せられたるを奉承し、感激に堪へず、予等の微志又貫徹するの期あるを祝せり、

全十八日、公帰途に就かせらる、予は滞京尚後事を期図すべしとの命あり、尔今日々同族又は在朝・在野を問はず知名の士を回訪して時事の談論を交へ、又ハ編集局設置の事を清岡・品川諸氏に勸説して年を了へり、明治二十三年、一月四日予廣實同伴出發、帰県の途に就く、宗徳・邦彦俱に見送り、静岡に至り分袖す、全十二日鹿兒島に安着す、

因、此間条約改正の問題あり、国家重大の問題に係るを以て、島津公にも深く志念を注かせらる、予ハ在京の際寺島氏等に詢ふ所あり、時に宗徳は、寺島・吉田両氏に依り示議する処あり、或は両氏に代り意見書を作り、或ハ両氏の意志を承けて、要路諸氏に説処あり、其間の顛末は、細大洩さず報告を作り、県地に送付せり、予は一々之を公に披呈し、悉に上国の形勢を言明する処ありたり、又近世歴史編纂の

必要を叙へ、伊達宗城公に依り之を宮内大臣又ハ要路諸氏に伝へ、交々勸説する処ありて、日夜奔走す、此間宗徳の勞多しとす、

又本年議會開期に際し、同族全体の行動、今後の大勢に大關係あるを以て、島津公にも夙に上京ありて、上下の重望を繋かれんことを希望し、宗徳に囑して謀らしむ、宗徳ハ家令東郷氏と詢り、伊達・柳原両公に頼り、同族有志者憲法講議会の陪席を請ひ、二月以來上野華族會館に至り、十数回の講演を聴聞したり、其間同族方の情況を報告し、尚先輩諸氏を回訪して、時事を諮詢し、又意見を申述し、同族中伊達・淺野の諸公并に県地出身者寺嶋・海江田・岩下・黒田・吉田の諸氏に詢る処あり、諸公及ひ諸氏も固より賛同を表せらる、仍て特に諸氏よりは連名の書を呈し、時局の重任を負ひ、速に上京あらんことを申供せらる、公快よく容させられ、先つ忠濟公上京在せられ、時宜を俟て忠義公上京在せらるゝことに定まりぬ、畢竟斯く予か島津家の為め微力を致し、公家の為め献芹の志情を表するハ、全く御家記編纂の重任を負ひ、日々旧先君齊彬・久光両公の勲蹟、頭

著なるを顧念するに於てハ、寸時も時々の利弊を放念するに忍びざるを以て、聊か時に際し愚意を陳言す、両公又深く拙愚を捨て給ハす、厚遇款接恩賚身に余るを以て、自ら僭越を憚からざるに存す、思ふに二十余年前、先君の眷顧を拝し、今又今公の特遇に逢ふ、感銘転た禁するを知らざるなり、

全年五月十三日、東京日枝公園星ヶ岡茶寮に、史談会を開く、勲功ある方を招待し、閱歴を聴聞するの旨意にて、三條公(實美)、黒田清綱・楫取素彦の二氏を請したり、又近世史編纂の必要を説き、今後諸家合同胥議する処あり、今回三條公史談会に臨ませられたるは、本業将来の爲め好望の事なりと喜びぬ、又予は書を宗徳に致して、編史事業の必要を説かしめ、故久光公の遺旨、今公の意志を暢達せんことを指示せり、宗徳ハ先公の遺旨を酌ミ、今公先きに奉呈在せられたる建議書の旨趣を承けて、一篇の意見書を作り、伊達・池田両公へ呈し、其他の閱歴ある老輩の方々へ配付して、宮内省に建議あらんことを請ひたる旨を報告せり、其文に曰く、

歴史編纂局設立ヲ必要トスルノ議

抑モ歴史ハ、東西編纂ノ体裁ニ異同アリ、事実ノ叙述精粗アリト雖モ、要スルニ国家ノ紀典ニシテ、依テ以テ歴史ノ龜鑑タリ、特ニ国家成立ノ基礎ヲ明瞭ニシ、各国対立、政教各々其源ヲ史ニ発セサルハナシ、苟モ文物制度具備シタル邦土ニ於テハ、必ス書伝ナキハナシ、仮令典章備ラサル処ニ於テモ、又風慣人口ニ伝ヘサルハナシ、況ンヤ現今文物進歩ノ世態ニ及ンテハ、百般ノ学芸其奥妙ヲ極メ、随テ史学ノ研究、尚ホ一層ノ必要ヲ感スルノ時ナルヲヤ、是以テ維新ノ際、夙ニ歴史編纂ハ国家ノ典章ニシテ、輕ンスヘカラサルニ由リ、曩キニ修史ノ官ヲ置カレ、更ニ大臣ニ勅旨ヲ伝ラレ、大ニ其業ヲ督励セラレタリ、然リ而シテ数年ノ間時ニ盛衰アリ、今日尚ホ其業ヲ継続スト雖モ、僅ニ絶ヘサルコト縷ノ如シ、之ヲ往年編史ノ大旨ニ照ラシテ、今日ノ實際ヲ考フルトキハ、又遺憾ナシトセサルナリ、特ニ維新ノ丕業ハ、本邦古今未曾有ノ一大政変ニシテ、事内外ニ連リ、其關係スル処、又往時ノ例ヲ以テ推スヘカラサルノ事蹟ナリ、此ノ如キ一大政変ノ事蹟ニシテ、眞確ナル編史ノ調査ナキハ、実ニ本邦史学ノ一欠典

ニシテ、國家千載ノ後ニ至リテ、子孫ノ為メ龜鑑ヲ失フハ、痛歎ニ堪ヘサルナリ、假令現今文物煥發ノ時ニ於テハ、民間有志中一二ノ編史ヲナス者無キニアラスト雖モ、又往々事蹟ノ一斑ヲ写スニ過キス、決シテ後昆ノ龜鑑タルヘキ、明治ノ一大政史ト称スルヲ得ン哉、

夫レ維新前後ノ事蹟ニ至リテハ、其原因深遠ニシテ、其關係広博ナルヲ以テ、往時ノ事蹟ニ比スレハ、又複雑繁密ニシテ、容易ニ事實ヲ收拾スルコト能ハサルノミナラス、又隱微頭晦殆ト端倪スヘカラス、真偽ヲ判別シテ、正確ナル事實ヲ微知スルコト決シテ容易ノ業ニアラサルナリ、熟ラ官府ノ編述ニ係ル史伝ニ就キ、一二ノ事蹟ヲ披閱スルニ、或ハ簡略ニ失シテ事實ヲ欠クアリ、或ハ臆想ニ泥ミテ、真相ヲ顯サ、ルアリ、未タ以テ當時ノ事蹟ヲ網羅採集シ、其事實ヲ徵スルニ、正確完全ナリト称スヘカラス、此ノ如ク官府ノ編史ニシテ、尚ホ且完全ナラサル処アリトセハ、民間一私人ノ編述ニ至リテ、誤アルハ論ナキナリ、是以テ今日既存ノ史伝ニシテ、其種類尠カラスト雖モ、偶々完成ト称スヘキモノ、果シテ幾

千カアルヤ、恐クハ一種ノ史料タルニ過キサルヘシ、決シテ史伝已ニ完成セリ、亦編纂修補ノ煩勞ヲ執ルニ及ハストテ、之ヲ今日ニ措クヘキノ時ナランヤ、特ニ今日ノ時期ニ於テハ、更ニ編史ヲ急クノ必要アリ、其理由如何トナレハ、既往ノ事蹟ニ至リテハ、之ヲ今日ニ調査スルニ、公私ノ書伝ヲ求ムルノ外ナシト雖モ、維新前後ノ事蹟ニ至リテハ、未タ各人ノ耳目ニ存スル事ニシテ、或ハ親シク其事ニ関預シタル人アリ、又其事ヲ見聞セシ人ナラサルハナシ、特ニ史料ニ至リテハ、當時ノ書類又ハ遺墨等現存スルモノ尠カラス、事實ヲ搜問シ、真偽ヲ判別スルコト又今日ニアリ、若シ一世ヲ經二世ニ及ンテハ、當時ノ人多クハ世ヲ去リ、史料ノ如キモ漸次散逸消亡ニ帰スルヤ疑ナキナリ、然ル時ハ事實ヲ搜問シ、又史伝ヲ編纂スルニ至リテ、至難ヲ加フノミナラス、得ル処益々尠ク、國家重大ノ事跡ヲ隱滅スルニ止ラス、誤惑ヲ伝ヘ、謬説ヲ唱フルニ及ヒ、現存ノ旧史古伝ニシテ、誤謬ヲ免レス、往々世人ヲ惑乱スルノ轍ヲ蹈ムニ至リテハ、國家ノ為メ痛惜ニ堪ヘサルナリ、故ニ今日ニ於テ、更ニ前年編史ノ勅意ヲ拡張シ、

適切ノ方法ヲ設ケテ、官府又之ヲ誘掖シ玉フトキハ、必ス顯著ノ成績ヲ奏スルニ至ルヘキナリ、特ニ今日ノ時機ニ鑑察スルニ、編史ノ旨趣ヲ布衍スルニ於テハ、多少政教ヲ裨補スルノ効ナシトセス、如何トナレハ史ハ往事ニ鑑ミテ、將來ヲ推シ、善ヲ挙ケ惡ヲ戒ムルノ表準タルヲ以テ、政教上欠クヘカラサル規模ナレハナリ、是以テ一私人ニ取リテハ、先人ノ行為ヲ説キ、勸奨誘掖シテ徳性ヲ養ヒ、偏理ヲ正スコト皆史ノ力ニ頼ラサルハナシ、且本邦ノ史ニ至リテハ、國家ノ典章人倫ノ秩序、頼テ以テ立ツ処ニシテ、國体ヲ堅立シ、綱紀ヲ張ルモ、全ク史ノ力ニ頼ラスンハアラス、故ニ明治二十二年二月、國家ノ大典ヲ發布シ玉フニ当リ、勅語ノ内ニモ、我神聖ナル祖宗ノ威徳ト、並ニ臣民ノ忠実勇武ニシテ、國ヲ愛シ、公ニ殉ヒ、以テ此光輝アル國史ノ成績ヲ貽シタルナリト宣セラレタリ、此ノ如ク我國民力忠順愛敬ノ衷心ヲ失ハス、世界各國ニ冠絶シタル成績ヲ殘シタルハ、抑モ何等ノ原因アリテ然ルヤ、之レ全ク歴世國史ノ力ヲ以テ、薰陶撫育シタルノ然ラシムル処ナルベシ、若シ夫レ國ニ史乘ノ徵スヘキナク、家ニ系譜

ノ見ルヘキナキニ於テハ、決シテ一国一家ノ秩序ヲ保ツヘカラサルナリ、亦國史ニシテ事實ヲ誤リ、謬説ヲ伝ヘタリトセハ、後世ニ至リテ、臣民誰カ列宗ノ威徳ヲ感戴シ、忠愛ノ義務ヲ完フスルコトヲ得ンヤ、吾人ノ祖宗カ忠勇ニシテ尊王ノ大義ニ通シ、皇猷ヲ贊襄シ、君臣合一、以テ此ノ光輝アル國史ノ成績ヲ、貽スニ至レルコトヲ知ラシムルヲ得サレハナリ、是以テ國史ニシテ欠略多ク、又ハ事實ヲ顛倒シ、名分大義ヲ明ニセサルニ於テハ、只史伝ノ不完ヲ論スルニ止ラス、反テ國体ヲ傷ケ、秩序ヲ破ルニ至ルヘシ、豈ニ懼レサランヤ、彼ノ海外諸國ノ如ク、文物ノ制度・文学・技芸皆吾ニ優ル処アリ、吾又範ヲ彼ニ取ルト雖モ、建國ノ基礎君臣ノ倫序正純ナルニ至テハ、反テ彼レ範ヲ吾ニ取ラサルヘカラサルナリ、固ヨリ文学・技芸ハ、人智ノ發達ニ伴ヒ漸次進歩スルノ期アルヲ以テ、列國互ニ現下ノ優劣ヲ以テ、判定シ難シト雖モ、國史ニ至テハ、天然ノ成績ニシテ、一朝之ヲ創製スルヲ得サレハナリ、故ニ海外各國、古今幾回ノ革変ヲ起シ、紊乱一日モ止時ナキハ、畢竟皆國史ノ正純ナラサルニ由レリ、外邦ノ歴史ニ

シテ、豈ニ光輝アル国史ト謂フヲ得ンヤ、是以テ之ヲ考フルニ、国史ハ政教両ナカラ国家ノ基軸ニシテ、一日モ忽ニスヘカラサルノ本原ナリ、況ンヤ維新前後ノ事蹟ニ於テハ、其沿革遠ク、其成績又タ比類ナキヲヤ、

先帝今上兩陛下ハ、親シク統治ノ任ニ当ラセ玉ヒ、民ヲ塗炭ニ濟ヒ、今日無涯ノ徳沢ニ浴スルニ至ラシメ玉ヒシハ、臣民ノ欽仰スル所ニシテ、万世ノ龜鑑ナルヲヤ、若シ夫レ事体ノ軽重ヲ察セス、因循僅ニ財資ノ一点ヲ以テ、今日ニ於テ編史ヲ度外視スルハ、豈ニ本ヲ知ルノ人ト謂ハンヤ、故ニ此際 皇室ヨリ更ニ編史ノ大旨ヲ以テ、一般ニ令シ玉ヒ、厚ク之ヲ奉承セシメ、上下均シク協力戮心、以テ励精調査ヲ悉スニ至リテハ、之ヲ百年ノ後二期スルヨリハ、其事易クシテ効ヲ収ムルコト、必ス偉大ナルベシ、希クハ往事ニ鑑ミ、将来ヲ推シ、国家ノ為メ一大根礎ヲ凝成スヘキ国史ノ編述ヲ贊襄アリテ、速ニ朝旨ノ發布アランコトヲ切望ニ堪ヘサルナリ、依テ明治二十二年十一月十九日、島津公爵ガ

御手許ヘ奉呈セラレタル意見書中、今日編史ノ必要

ナル旨ヲ上言アリ、之ヲ別紙ニ拔萃シテ貴覽ニ供フ、須ラク熟読考慮在セラレ、速ニ協力贊襄ヲ賜ハラントトヲ、仰望ニ堪ヘサルナリ、謹言、

明治二十三年五月

島津家編集員 寺師宗徳

(別紙)

一至尊御学問之事、

久光建議説明ノ略ニ曰ク、

天子ノ御学問ハ他ナシ、 皇国固有ノ大道ヲ講明セラレ、修身ノ学ヲ先ンセラレ、治国平天下ノ要旨ヲ講究セラレ、善悪曲直ヲ明ニシ、忠邪ノ分ヲ弁ヘ玉ヒ、輕易ノ御挙動ナク、慨然トシテ道ノ正ニ趨セ玉フニ在リ云々、親話記ニ曰ク、御成学ノ後ハ、博ク和漢洋古今ノ歴史ヲ諳ンシ玉ヒ、万機ノ政務ニ就テ、時勢人情ニ則リ、古今ニ徴シ、御親裁アルヲ要トス云々、或ハ歴史ハ政務ノ龜鑑ニシテ、寸時モ欠クヘカラサルハ多弁ヲ要セス、殊ニ維新ノ丕凶ハ、開闢未曾有ノ大業ニシテ、当時ノ世態モ又内外ノ艱難アリテ、名状スヘカラス、此時ニ当リ、

先帝ハ不世出ノ明君ニ涉ラセラレ、中古以来政權霸

府ニ遷リ、

皇威ハ在レトモ無キカ如ク、稍虚器ヲ擁シ玉フモ厭ハセラレス、夙夜国難ノ頻至ヲ憂憤アラセラレ、千緒万端辛酸ヲ嘗メ玉ヒ、

聖慮ヲ以テ諭命ヲ下サセラレシモ、幕府ノ政弊積リテ振ハス、年月ニ統御ノ術ヲ失フヲ

叡聞アリテ、終ニ頼ムヘカラサルヲ

叡断アラセラレ、密ニ有為ノ牧伯ヲ御誘導アリテ、故齊彬等カ如キニモ、密

旨ヲ下シ賜ヒ、或ハ有志ノ人士ヲ鼓舞振作アラセラレ、数年ノ間一日ノ如ク、百方

叡慮ヲ悩シ玉ヒ、遂ニ維新ノ大業成ルニ垂ンタルニ臨ンテ、

崩御アラセラレ、実ニ千歳ノ遺憾ト申スモ愚ナル次第ナリ、幸ニ

陛下ノ威徳天時人事ニ感応シ、年ナラスシテ大業成ルニ及ヒ、国家ノ基本定マリ、万民徳沢ヲ蒙ルルニ至リタルマテ、前後ノ御事蹟ハ最モ後世ノ模範トナルハ無論、我国歴史中最大緊要ノ事蹟ニシテ、古人ノ勲績ヲ表、今人ノ龜鑑トモナルベケレバ、

勅撰ノ体裁ニシテ、一大正史御編製アラマホシク、然ラハ此間 王事ニ勲勞アル面々ニハ、死生ヲ問ハス如何許カ聖徳ヲ奉仰ナルヘシ、特ニ

先帝ニ対セラレテハ、御追孝ノ第一ニシテ、実ニ万世ノ龜鑑天下蒼生ノ鴻益ナラム、是レ即チ実学御講習ノ一端ナラム云々、就テハ此際特命ヲ以テ、御手許ニ一局ヲ開カセラレ、

先帝ニ奉事シ、兼テ前後ノ実事ニ方レル親王方ヲシテ、總裁ニ置カセラレ、且ツ現ニ国事ニ当レル旧公卿・旧諸侯其他旧各藩當時時事ニ預リタル輩ニシテ、在世ノ者ヲ集メテ編纂ニ従事セシメ、弘ク彼我ノ事実ヲ質疑綜索シテ、誤謬遺脱ナキ一大正史ヲ御編纂アラセラレンコトヲ希望ス、就テハ我一家ノ事蹟ヨリ端緒ヲ開キ、親子共ニ前時ノ得失ヲ顧慮スヘシ云々ノ趣、臣等ニ於テモ其言ノ不可ナラサルヲ信ジ、去明治十八年ヨリ、一家ノ事蹟編集ニ従事シタリシニ、一昨二十五年ニ及ヒ、更ニ嘉永以來国事執筆ノ始末ヲ編纂奉呈スヘキノ特命ヲ辱フシ、一家ノ光荣何ソ之ニ若カン、尔来家人ヲ督シテ日夜編纂ニ従事シ、切ニ成效ノ期ヲ急ク所ナリ、仰キ冀クハ此際御

手許ニ一局ヲ設ケサセラレ、今般 特命ヲ以テ、諸家ニ於テ編纂奉呈シタル記録ハ勿論、汎ク諸士百家ノ記録ヲ網羅シテ、一大正史及ヒ當時国事ニ竭力シタル輩ノ詳伝等、御編纂アラセラルヘキ旨ノ勅命ヲ下サセラレンコトヲ奉冀望候(以下略)

市來四郎君自叙伝(附録) 十七

予、一昨二十一年上京以来、同族の方々を始め会合の人々へは、会談の席にハ必らず故久光公の御旨意、即ち近世歴史を編述するは、今日生存者の故人に対する厚誼たるのみならず、又後世子孫に対する胎範の義務たり、就中華族に於ては聖代の余沢に浴し、徒尔に消過するハ、尸位素餐の譏を免れず、特に君国の為め殉したる士民に対しては、其心志を酌むの意なくして、可ならんやとの御意志を談せざるはなかりき、今回宗徳の草したる意見ハ、予積日の意志に添ひ、殊に満足を表しぬ、

二十三年七月十五日、史談会々約を更正し、其目的順序を一定せりとて、宗徳より報告あり、之れ本月一日、徳川(宗家)・淺野・徳川(尾州)・松平・松平(会津)・

松平(旧桑名)の六家へ史料提出の達命ありて、徳川家(旧尾州)・松平家(旧越前)の加入あり、其他諸家へも加入を勧誘せしに仍り、一層会旨を明瞭ならしむるの必要あるに基けりと聞ゆ、其会約は左の如し、

史談会約

第一条、本会ハ史談会ト称シ、各家編集員相会シ、嘉永癸丑年後、国事ニ関スル内外ノ実績ヲ談話討究シ編輯史料ト為スヲ目的トス、

第二条、会場ハ東京市麹町区公園内、星ヶ岡茶寮ヲ以テ之ニ充ツ、

第三条、会日ハ毎月十五日ト定メ、午后第三時ヨリ開会ス、

但土曜日曜ノ両日ニ当ルトキハ、金曜日ニ繰上ケ、又必要ノ場合ニ於テハ、臨時会ヲ開クコトアルベシ、

第四条、史料ト為スベキ事蹟ニシテ、曖昧疑似ニ涉リ、其他訂質ヲ要スベキ件ハ各自筆記シ、本会ニ提出シ諮詢スベシ、

但本会ニ於テ尚ホ明瞭ナラサル件ハ、他ニ訂質ノ方法ヲ詢ルベシ、

第五条、当時ノ事実ヲ聞キ、又ハ疑似ノ事実ヲ質スル為メ、当時国事ニ執筆セシ人ヲ招待スルコトアルベシ、

第六条、会務整理ノ為メ会幹ヲ置キ、抽籤ヲ以テ各年月番ノ順次ヲ定メ、之ニ従事セシム、

第七条、会費ハ毎会一名金七十銭ト定ム、

第八条、本会人員ハ、毎前会ニ於テ相定メ、後会ノ会幹ニ通知スヘシ、

但当日来会セサルトキハ、会日ヨリ三日前ニ会幹

ニ通知スベシ、通知ナキトキハ来会セサルモ会費ヲ差出スベシ、

第九条、招待人員ノ会費ハ、一時会幹ヨリ支弁シ置

キ、精算ノ上次会ニ於テ各家ニ分賦スベシ、

第十条、本会ハ猥リニ他人ノ入会ヲ諾スヘカラス、今年八月二十一日、予も又上京、宗徳の宅に寓す、今

回島津公議會參列の爲め、上京せられたるに仍り、京地に於て時事の周旋又ハ編集事件取扱の爲め、随行を命せられたるなり、公は去る十七日着京在せられ、同十九日鹿鳴館に、同族七十名を招請せられ、議會開設に関する時事の要務を詢はれ、併せて懇親の宴を張ら

れたり、専ら海江田・黒田・岩下の諸老輩幹旋あり、宗徳専ら其奔走に預れると聞きぬ、

全年九月一日、予は宗徳同伴三條公邸に候す、黒田清綱氏会席あり、予・宗徳交々宮内省附属建物内に編集局を設け、其局名を定められ、其編集一切は各同族家主の方々へ特命ありたしとの旨を陳す、公嘉納せられ、局舎設立の上ハ、時々参同すへしとの旨を伝させらる、是れ旧藩事蹟取調所設立の発端とす、

全年九月十八日、宮城下馬場先門内旧元老院跡の二室を、島津・毛利・山内・徳川四家編集員会合所ニ貸渡すの達命あり、予宗徳同伴会同す、三家の編集員六名会合し、尚ほ同所貸室に在る三條・岩倉両公事蹟取調員とも協議したり、是れ例月の会席に於ては、充分に史料の交換事実討詢を悉し能はざるを以て、特に一の会場を設け、定日会合して調査講究せんか為め、宮内省に会場貸付を請願し、許可ありたるなり、全二十一日再会し、予・宗徳より申合書案及び宮内大臣への申述書を提出したり、三家の人々同意あり、尔今毎月二七日の会合を約す、其書は左の如し、

編集事務所取設ニ付同

今回四家へ、編集事務所トシテ、本衙内一室御貸渡ニ相成候ニ付テハ、御特命ヲ奉シ、四家合同編集所ニ充テ、精々成功相急候心得ニ候処、從來四家編集方ニ於テ、編纂収集セシ材料幾千卷ニモ相及ヒ、一室内ニ難致蔵貯、然ノミナラス貴重ノ蔵書モ不尠、自然保護ノ方等致願慮候次第ニ候得ハ、到底御貸渡ノ一室内ニ於テ、予期ノ通合同編集所ニ充テ候都合ニモ難到候間、此際別紙申合書ニ基キ、充用致候心得ニ候付、伺之件可然御詮議被成下度此段伺上候也、

明治二十三年九月二十二日

毛利公爵編輯方

竹中兼和

島津公爵編輯方

市來四郎

山内侯爵編輯方

丁野遠影

徳川侯爵編輯方

長谷川清代理

服部 敏

宮内書記官足立正聲殿

(別紙)

追申詮議ヲ請フベキ件々

一 申合書ニ基キ、毎月二七ノ日ヲ期シ、合同可致ニ付、当日ニ限り開室可相願答ニ候得共、四家申合之上、臨時出会モ可致場合ニハ、四家ノ者出頭ノ上、掛官へ申出次第、開閉相願度候事、

但刻限ハ、省内開閉時限ニ基キ可申ハ勿論ニ候得共、会合ノ都合ニ依リ、致伸縮候時ハ、其旨掛官へ申出次第、御允容相成候様相願度候、

一出会ノ日時中ハ、取次又ハ用便ノ為メ、給仕小使等致使用候儀ハ、本衙内局課員同然ニ御允容相成候様、相願度候事、

但出員中炭火・水茶等ノ御給与モ、局課同然ニ御給与相願度候、

一 申合書ニ基キ、出会毎ニ貴紳頭官御來室願上候心得ニ候得ハ、御來室ノ都合御休息ノ為メ、本衙内適宜之室予メ御取設ノ儀相願度候事、

但可成ハ御貸渡ノ室致使用候心得ニ候得共、宮殿下大臣其他ノ方々御來室ノ際、端近ノ場所如何トモ存候間、可然御見立置之程奉願度候、

一、今般ノ御特命ハ、四家ニ被為限候事ニ候得共、四家トモル他各家ヘモ関係ノ事柄モ不尠、到底四家ノミノ会合ニテハ、編集ノ目的モ不十分ニ候間、漸次編集ノ都合ニ仍リ、尚尔他各家ヘモ関係ノ件モ不尠候間、尔後四家ヨリ申立次第、四家同様ノ御取扱ヲ以テ、各諸家ヘ時々出会之御特命相下候様、相願度候事、

申合書

今般諸家編集方会同の爲め、宮内省附属官衙御貸与せられたるに付、此際左の申合条件に基き、允用すべきことと規定す、

一、本所は各家編集員出会し、編集材料を交換し、若くは疑議を討詢する所とす、

一、毎月二七の日を会合日と定め、諸家編集員ハ必ず出会すべし、

但二七日の内祭日或は土曜・日曜に当るときは、順次繰上げ、毎月六回は必ず会合を期するものとす、

一、会同日に当り、事故ありて出会なし難きときは、其旨通知に及ぶへし、

一、各家抽籤を以て、順次当番を定め置き、当日の事宜を処弁するものとす、

但事故ありて、当番の各家出会なし難きときは、其旨申通し、順序繰下げ、次会に至り順に戻るものとす、

一、各家出会人員は定員なし、各家当日の都合に任す、

但家主其他家人を同伴するも、勝手たるべし、一、各家出会人は、各自編集材料を携帯し、互に贈写交換すること勝手たるへし、

一、毎会維新前後国事に執筆したる方を招待し、事実に付質正を請ふべきものとす、

但当日次会当番より、次会に招待すべき方々の氏名を申出て、各家相談の上其手続を為すべし、

予は、又三條公に伺候し、会合所へ臨車を請ひ、又東久世公にも請ひぬ、土方・清岡の二氏をも促かしたり、他日両公及び二氏来所あり、予は往時七卿京落の当時、先帝、宸翰を故久光公に賜ふて、公始め七卿の処置、其他国事の要件を詢ハせ玉へる御書数通、並に久光

公・三條公始め諸卿の表情を諒し、寛典を請はれたる奉答書、及び維新後岩倉公より久光公へ、俱に国事に執掌あらんことを請はれたる真蹟數十通を携へて、披覽に供ふ、三條・東久世両公を始め、二氏にも先朝の宸衷を奉察し、又久光公の忠誠を感歎せられ、此の如き事実あるを以て、近世歴史の編述は、経歴者の生存せる内に事実を確め、調査するの必要談ありたり、畢竟予の主張は、何人も表面之を可否するものなきも、三條・東久世公を始め、旧長藩出身者、又同藩に縁故ある当路者中に於てハ、当時方向の異同に依り、衷心多少忸怩たる感を抱き、歴史は百年の後に非ざれば、編集せず等の論議を漏らし、陰に之を拒斥するの傾あり、故に予其癖心を破り、公然と昨非を論じて、憚らざるの風潮を為さしめんことを期したればなり、尔今徳大寺實則公・品川彌次郎氏を請し、前項書類の披覽ありぬ、公始め品川氏も深く感激せられぬ、之より大に編史の尚早論に対して、情勢の改まるを感じぬ、全年十一月十二日、予島津家を代表し、毛利・山内・徳川三家代表者と連署し、池田家始め六家へ特命あらんことを、宮内大臣へ請願したり、是れ先に徳川宗家

始め六家へ、史料提出の特命ありしも、尚ほ彼我の交通弘からず、史料の交換事実の交詢悉さざる、所多し、到底十家内外の交渉に止めては、近世事蹟の真相を確むるを得ず、世上往々島津家始め特命ありしは、特に勤王諸家に限り、其家記を録上せしむる趣旨なりと、伝ふるの聞あり、縦令正確の史料に基き、編述したりとするも、又世人の評論を招かん、然のみならず、近世の事蹟は独り十家内外関涉問題にあらず、全国に涉り数十年間の事故にして、其間起伏隠現を極めたるに於ては、更に一層の講究を悉さざるを得ず、万一偏見故意の編述に安んせは、後世子孫の視聽を誤るの恐あり、故に弘く同族各家へ特命あらんことを請ひ、公正無私の調査を尽されんことを希望したればなり、去明治二十一年六月、宮内省ヨリ御特命ヲ蒙り、嘉永癸丑以来明治辛未迄、国事執掌之始末詳細取調、三年ヲ期シ差出スヘキ旨御沙汰被為在候ニ付、各家主ニ於テハ、尔来家人ヲ督励致シ、調査編纂ニ着手シ、期限ヲ誤ラス差出スヘキ事ト厳命致シ、折角日夜勉勵無懈怠罷在候へ共、抑モ維新ノ大業ハ、開闢以来未曾有ノ不業ニ有之、加之外交上ノ事難輻輳シ、

内外ノ混乱相極メ候時節ニ有之、随テ種々交渉ノ事
件モ不尠、真偽相半シ、為ニ調査益々困難ニ有之、
且年月ヲ経ル毎ニ、史料ノ散逸頻生シ、殆ント完成
ヲ告ケントスルニ際シテ、往々誤謬遺脱ヲ生シ、随
テ補フトキハ、随テ欠ケ、殆ンド收拾ニ窮スルコト
不尠、前日ノ俣四家各別ノ編纂ニ放任シ置クトキハ、
到底完成ナル材料トモ相成兼候処ヨリ、曩キニ四家
編纂方篤ト申合セ、先般宮内省別室拝借致シ、四家
会同時々編集ノ材料ヲ交換シ、若クハ疑義ヲ討論ス
ルコトト相定メ、期日毎ニ会合専ラ編纂調査ニ従事
致シ候処、大ニ事実ヲ証明シ、確正ナル材料ヲ得、
各家編集上頗ル利便相感シ候次第ニ候、然レトモ維
新ノ事業ハ、公卿・諸侯又ハ旧士民ニシテ、之ニ関
スル各人モ多ク執掌ノ事項諸家ニ連帶シ、中々四家
各自ノ材料ヲ交換致シ候位ニテハ、到底満足ノ結果
ヲ奏シ難ク、頃日ニ至リ益々事実ノ遺欠不明ヲ相感
シ、殆ント困難相究メ候、就テハ今一層當時關係ノ
諸家ニ申談シ、務メテ各家所蔵ノ書類ヲ収集シ、互
ニ助力協合不致候テハ、単ニ一家ノ私記ニ止マリ、
後日国史編纂之材料ニ難供、旁此際尔他諸家ニ対セ

ラレ、四家同様之御取扱ヲ以テ、御特命相成候時ハ、
一同会合、益々各家之材料ヲ収集致シ候様相成候
ヘハ、四家ニ於テモ一層編纂事業モ完成可致ト確信
仕候間、至急同一ニ御特命相降候様御取計相願度、
別紙各家氏名相記シ差出候間、篤ト御詮議相成度、
此段奉願候也、

二十三年十一月十二日

島津家編集員

市來四郎

毛利家編集員

竹中兼和

山内家編集員

丁野遠影

徳川家編集員

長谷川 清

宮内大臣子爵土方久元殿

(別紙)

願書中、此際御特命相成度諸家、左ニ相記候、

侯爵 池田章政 侯爵 池田輝博

侯爵 鍋島直大 侯爵 細川護久



安政4（1857）年、島津齊彬が侍臣に命じて、撮影した市来四郎の写真（尚古集成館旧蔵）

侯爵 黒田長成 侯爵 松平康荘
伯爵 伊達宗徳

全年十一月十九日、久邇宮殿下旧元老院跡諸家会合所ニ臨車あらせられ、伊丹重賢氏参会あり、予は過日三條公始めに、呈覽したる宸翰勅答書類を披覽に供し奉る、殿下にも深く當時を忍はせらるゝとの御物語あらせらる、会衆も厚く編史の必務を語り合ひぬ、

全十二月五日、伊達家始め池田・鍋島・細川・黒田・池田の六家へ、徳川家同一の特命あり、各家も史談会へ加入せらる、

予上京以来、専ら編史の事に留意し、宗徳の宅に仮編集所を設け、数名の筆生を集め、各諸家の書類を借写

したり、又伊達・池田茂政両公に頼り、又品川・清岡諸氏其他と謀り、宮内省に編纂局設立の必務を申述し、普く史談の推拡に焦慮したり、又島津公時事鞅掌に關しては、岩下・黒田・高崎諸氏に詢ひ、邸員諸氏の諮問に応へ、宗徳と俱に九條・淺野・松浦諸公を回訪して、島津公との音問往復を為し、或は会合を図りたり、又此際久邇宮殿下御上京あらせらる、深く時務に留意在せられ、同族中重なる有志の方々へ御内示あり、交々往復時事の談論在せらる、予・宗徳常に諸公及びひ外地出身者の間に奔走し、彼我の意見を調和し、内外の弁宜を策し、旧君家の体面を保持せんことを務むる等、其間の苦心筆紙に悉くし難し、終に議會開け、時局纒に収まれり、当時日夜内外斡旋の勞を尽して、年を了へたり、（未完）

鹿児島県史料編さん関係者

顧問 聖心大学講師 大久保利謙

前早稲田大学教授 竹内理三

前学習院大学学長 兒玉幸多

東洋大学教授 沼田次郎

前東京大学教授 小西四郎

東京大学教授 菊地勇次郎

委員 鹿児島女子短期大学講師 北川鐵三

全 教授 村野守次

前鹿児島大学教授 桃園惠真

鹿児島大学教授 原口虎雄

全 教授 四本健光

全 教授 五味克夫

全 教授 桑波田興

鹿児島県立短期大学教授 芳即正

元宮之城町教育長 山下千本

元鹿児島県維新史料編さん所編集課長 田島秀隆

所長 総務課

中間 亨

國分 友清

本田 親宣

中間 茂弘

平野 誠一

川島 重春

萩原 佳代子

下堂 園純治

宮下 満郎

晋 哲哉

古賀 秋好

堂満 幸子

久留 涼子

川崎 和子

平山 祐子

牧迫 絹江
吉村 真利子
今釜 和代

編集課

鹿兒島県史料

忠義公史料 第七卷

昭和五十四年十二月一日印刷
昭和五十五年一月十日発行

編集 鹿兒島県維新史料編さん所

発行 鹿 児 島 県

印刷 凸版印刷株式会社